

異議申立補充書

2012年9月28日

東京高等裁判所 第12刑事部 御中

請求人	
星野文昭	
弁護人	
鈴木木達夫	
同	和田久修
同	西村正治
同 (主任)	岩井信
同	藤田城治
同	酒井健雄

再審請求棄却決定に対する異議申立の理由は、以下のとおりである。

目次

第 1	はじめに	4
1	本書面の位置付け	4
2	第二次再審請求の審理経過	4
3	証拠開示による新証拠の出現	5
4	棄却という結論を先取りにした原決定	6
5	本書面の構成	7
第 2	証拠開示命令を発しなかったことは憲法 31 条・37 条に違反する	7
1	はじめにー主張の概要	7
2	再審請求手続において、適切な証拠開示がなされなかったことが憲法 31 条・37 条に違反すること	8
3	本件で開示を求めていた証拠はいずれも主張関連証拠であり、開示されるべきものであること	11
4	まとめ	12
第 3	K r 供述は信用できないこと	12
1	原決定の判示内容	12
2	K r 供述の特徴を看過していること	13
3	K r の供述に至る経緯を看過していること	14
4	K r は、請求人自身の識別ができたか	18
5	「防衛隊」について	23
6	強制と誘導の取調の実態	25
7	声による識別の困難性についてー「生活白書」が指摘する心理学の知見	26
8	まとめ	30
第 4	真実の「犯人」を示す可能性の高い新証拠	30
1	原判決の判示	30
2	きつね色の服の形態について	30

3	鉄パイプの長さについて.....	31
4	「その男の行動は一切不明」ではない.....	32
5	総合評価ではないこと.....	33
6	まとめ.....	33
第5	犯行後に撮影された請求人が持つ鉄パイプ一殴打の痕跡がない.....	33
1	原判決の判示.....	33
2	変形だけではなく、変色もなく、血痕や手垢の跡や泥の付着もない。...	34
3	「損傷らしき痕跡」はない.....	35
4	まとめ—鉄パイプの写真は、再審請求人の無罪を示す直接証拠.....	36
第6	請求人が本件交差点の中央部付近にいたこと.....	36
1	原決定の判示.....	36
2	上記Aの点について—請求人の供述は、「通過」しただけで記憶に残るようなものではないこと.....	37
3	上記Bの点について—請求人の供述内容の変化は合理的に説明できる...	38
4	まとめ.....	40
第7	請求人が本件現場付近にいたことができた時間はないこと.....	40
1	原決定の判示.....	40
2	客観的な時刻確定によって推測される本件現場に請求人がいた時間.....	41
3	まとめ.....	42
第8	原決定の心理学鑑定に対する判示の誤り.....	42
1	原決定の判断の問題点.....	42
2	心理学の一般的な知見を無視した誤り.....	44
3	不当でない誘導などありえない.....	66
4	まとめ.....	71
第9	結語—原決定の誤りと証拠開示の必要性.....	71

第 1 はじめに

1 本書面の位置付け

異議請求人（以下「再審請求人」という。）は、2009年11月27日、再審請求をなしたところ、東京高等裁判所第11刑事部は、2012年3月30日、再審請求を棄却する決定をなした。これに対し再審請求人は、2012年4月3日、異議申立をした。本書面は、異議申立の理由を述べるものである。

2 第二次再審請求の審理経過

本再審請求は、第二次再審請求である。

本件は、確定判決の犯人識別供述の信用性が争われているところ、第1次再審請求において、最高裁判所は「本件当日の再審請求人の服装が薄青色の上着であった可能性が高く、この点に関する Kr 供述には誤りがあったと認められる」と異例にも言及した。確定判決の証拠構造上、有罪証拠の核心である共犯者 Kr（以下「Kr」という。）の供述の一部の信用性を、最高裁は否定したのである（最三小2008年7月14日決定。「最高裁判事破棄判決等の実情（下）」判時2058号18頁以下で紹介）。

本再審請求（第2次再審請求）は、こうした第1次再審請求の上に立って、さらに全くの新証拠を提出して、再審開始決定を求めるものである。

本件が、典型的な冤罪事件の証拠構造になっていることは繰り返し指摘した。再審請求人が「犯人」として殴打し、火炎びん投てきの指示をしたという証拠は、Krら「共犯者」とされた少年の供述だけであって、第三者による目撃証言や物的証拠はない。

そして、殴打事件についての唯一の直接証拠というべき Kr 供述において、同人は、再審請求人を「殴打者」と識別した根拠として、きつね色の服を着ていたとい

う服の色をあげている (Kr の 2・16 警察官調書 8 頁。なお、これは、控訴審において はじめて開示されたものである)

「顔を覆っている手を、うすいクリーム色の背広の人が鉄パイプでしきりに殴りつけていました。この時、このような服装の人は星野さんしかいないので、顔は見えていませんが、この殴っていた人は星野さんだったと思います。」

そして、Kr が供述したきつね色の服を着ていたという「殴打者」は、再審請求人とは別に実在したことが今回の新証拠で明らかとなった (弁 4、9～16、21～25)。

これは、事件直後の第三者による目撃供述により明らかであったが (Ab、Fu の各供述)、きつね色の服を着た人物がデモ隊の先頭にいたことが、本件現場のデモ隊の撮影写真に写っていたのである (新証拠：弁 12～14 号証【写真】)。

しかも、第三者の目撃供述では、きつね色の服の男は「反戦」と書かれたヘルメットを被っていたと目撃されているが (Ab 供述)、まさに、新証拠の写真には、きつね色の服の男で、かつ「反戦」と書かれたヘルメットを被っている男が撮影されているのである (新証拠：弁 13、14 号証)。

3 証拠開示による新証拠の出現

ここで第二次再審請求の手續の中で、弁護人は、検察官に対し、再審請求人が写っていると思われる写真の証拠開示と、本件現場の目撃者の供述調書を特定した上で、その開示を求めた。再審請求人が写真に撮影されていたり、もしくは目撃されていたりしたら、必ずや、無罪を示すものになると確信していたからである。

検察官は、裁判所の勧めを受けて、特定された写真撮影報告書 (および写真) については開示したが、目撃証人の供述調書については開示を拒否した。

その開示写真の中に、再審請求人の無実を示す決定的写真があったのである。犯行現場を通り過ぎた後に警察官に撮影されていた写真に、再審請求人が撮影されて

いたが、再審請求人の被っていたヘルメットには「中(核)」の文字が印字されており、Ab証人が目撃した「反戦」ではなかったのである(新証拠：弁29、37)。しかも、再審請求人が手に所持していた鉄パイプには殴打の痕跡が何もなかったのである。

弁護人の確信とおり、証拠開示によって、再審請求人の無罪証拠が出現したのである。

4 棄却という結論を先取りにした原決定

しかし、原決定は、こうした審理の動的経過を全く無視して、弁護人の目撃者の供述調書の開示請求については証拠開示命令を発出しないまま、本件再審請求を棄却した。

原決定において棄却という結論が先にあつたということは、上記写真の開示によって目撃者の供述調書の証拠開示がより具体的に必要性が高まったのに、それを無視したところに明らかである。

また、原決定は、上記写真について、「本件鉄パイプの表面には不鮮明ながら損傷らしき痕跡が確認される」と判示するが(同13頁)、新証拠の写真(原決定の新証拠、Ⅱ)には「損傷らしき痕跡」はない。同写真には、再審請求人が右手に持つ白い紙で巻かれた鉄パイプが写っている。その鉄パイプは、一見して形状は曲がっておらず(本件現場からはひん曲がった鉄パイプが押収されている)、その色は真っ白であり、血痕や泥などの付着物も一切写っていない。鉄パイプに「痕跡」らしきものがあるとすると、鉄パイプを一周する「輪」のようなものが写っているが、その規則性を有する「輪」なし「線」の形状からすると「損傷らしき痕跡」とはおおそいえない。これは、鉄パイプを巻いている白い紙が、鉄パイプを振ったことにより空気が鉄パイプと紙との間に入って、上部(先端部)の紙が少し膨らみ、浮いたものと推測される。いずれにしても、原決定には結論が先にあつたというほかない。

5 本書面の構成

少なくとも、このような弁護人の主張する事実こそ新証拠が出現した以上、目撃証人の供述はさらに具体的に証拠開示の必要性が高まったことは明らかだが、これについては、原審は、開示命令はもとより検察官に促すこともしなかったのである。

そこでまず、原審が証拠開示命令を出さなかった違憲性を述べ、その上で、原決定に対する反論をして、再審を開始しなければならないことを明らかにする。

第2 証拠開示命令を発しなかったことは憲法31条・37条に違反する

1 はじめに一主張の概要

原裁判所は、再審請求人が求めた、①2010年3月24日付証拠開示請求書別紙2の1～16、23～26（捜査報告書、現認報告書、供述調書。本件を目撃した警察官等によるもの）及び、②同別紙2の17～22（供述調書。現場での目撃者22名のうち、殴打現場を目撃した者の供述調書）の証拠開示に対し、開示命令を発しないまま、本件再審開始決定申立を棄却した。

しかし、上記各証拠は、請求人と犯人同一性が当初から争われている本件において、主張関連証拠（刑事訴訟法316条の20）に該当する。

そして、弁護人は、すでに提出済みの新証拠との関連で本件各証拠の開示について具体的必要性を示し、開示証拠の範囲も一定の証拠であり、本件各証拠は約40年前に作成された供述調書という「物（書面）」であって罪証隠滅の弊害がない。

したがって、本件各証拠は、本再審請求手続のために特に重要であり、かつ、これにより罪証隠滅等の弊害を招来するおそれがなく、相当と認められるから、証拠開示すべきであるところ、これを発令せずになされた再審開始決定申立の棄却決定は、憲法31条・37条に違反しており、取り消されなければならない。同時に、速やかに同証拠の開示がなされなければならない。

2 再審請求手続において、適切な証拠開示がなされなかったことが憲法31条・37条に違反すること

(1) 証拠開示制度の憲法上の位置づけ

現行の公判前整理手続における証拠開示制度は、単に裁判手続の効率性のみを目的としただけのものではなく、検察側と被告人・弁護人側の証拠収集能力についての決定的な格差があることを前提として、デュープロセス（憲法31条）の観点から、そのような両当事者間の証拠収集における格差を是正し、裁判の公正（憲法37条）を図り、冤罪を防止することを目的とする制度と理解されている。

この点、門野博元東京高等裁判所判事は、最決平成19年12月25日（刑集62巻6号1886頁・判タ1260号102頁）が、証拠開示制度について「公判前整理手続き及び期日間整理手続きにおける証拠開示制度は、争点整理と証拠調べを有効かつ効率的に行うための」と判示したが、その意図するところについて、「検察官側と被告人、弁護人側との証拠収集能力についての決定的な格差があることが基本的な問題として横たわっている。」ということを前提に、次のように説明している。

すなわち、不十分な証拠開示では、「本来公判に提出できたはずの正当な主張・立証が裁判手続（公判手続）に反映されてこないことが予想される。それは当然のことながら、事実をゆがめ、あつてはならない冤罪を生むことになってしまう。証拠開示が不十分なままでは公判前整理手続等における争点整理と証拠調べを有効かつ効率的に行うことができないという事の実質はこういうことである。最高裁決定は、言葉の表現としては効率化を正面に押し出しているが、そのような当事者間の格差を是正しなければ、ありうべき公正な裁判手続が貫徹できないことを当然の前提にしているものと解される。」

そして、上記最高裁決定が「刑事裁判手続の公平性を確保するという原点に立ち帰っての帰結であり、刑事手続きは公正な手続に則って行わなければならないとするデュープロセスの観点からの決断であった」として（門野博「証拠開示に関する最近の最高裁判例と今後の課題ーデュープロセスの観点から」原田國男判事退官記念論文集 147頁以下）、「証拠開示制度は、デュープロセスの観点から、そのような格差のある両当事者間の証拠収集における格差を是正し、裁判の公正を図り、冤罪を防止することを究極の目的としていると考えられる」（前掲 159頁以下）としているのである。

このように、証拠開示制度は、被告人の適正手続の保障（憲法 31条）から導かれるものであり、これを十分に保障しなかった場合は、憲法 31条・37条に違反することは明らかである。

(2) 再審請求手続における証拠開示について

また、再審制度の理解については、確定判決の効力を支える一事不再理論が、新憲法に基づく二重の危険論の出現により大きく人権保障のための制度に変貌したと、刑事訴訟法上も不利益再審が廃止されたことをとらえ、再審を無事の救済を目的とする制度・被告人のためのデュープロセスの制度と理解する立場が、圧倒的な多数説である（田宮裕『一事不再理の原則』有斐閣 304頁・渥美東洋『前訂刑事訴訟法』有斐閣 554頁 他多数）。

したがって、再審請求中であつたとしても、証拠開示請求の必要性は、公判前整理手続に付されている事件といささかも変わりはない。

さらに、再審請求中の場合は、証拠開示の弊害（罪証隠滅・証人威迫の恐れ）は、第一審時に比較して明らかに小さい。その意味でも、再審請求中の証拠開示については、むしろ、第一審の場合よりも広く認めるべきとも言ふことすら可能である（証拠開示の弊害論が当てはまらないことについて言及するものとして、指宿信『証拠開示と公正な裁判』（現代人文社、2012年、209頁以下））。

したがって、再審事件においては、少なくとも、当該事件において公判審理の段階で公判前整理手続等が行われ、証拠開示が行われていたとすれば開示されたであろう証拠については、証拠開示がなされてしかるべきである。

この点、門野博元東京高等裁判所判事は、前掲論文で、

「たまたま、裁判員制度の導入に触発されて、これまでに比してはるかに手厚い証拠開示制度が導入されたのではあるが、それは、Krに、それ以前の証拠開示をめぐる議論状況や実務における工夫や進展などと無縁に現れたものではない。まさしく、それらの成果の延長線上に位置するものである。裁判員制度を目的とした公判前整理手続等であるからこそ認められ、その場面でのみ認められるといった矮小化された性質のものではない（公判前整理手続等によらない事件についても、新法によって規定されたのと同程度、同内容の証拠開示がなされるべきものと考えられることは前述した。）」

「さらに、再審制度は、非常救済措置として存在し、再審の目的は真実そのものの追求という点もさることながら、無罪の者の救済（無辜の救済）にそのねらいがあり、一個の人権問題であるともいわれている（田宮裕『刑事訴訟法（新版）』〔有斐閣、平8〕502頁以下）。その観点からも、新しい証拠開示制度で認められることになった請求人にとって有利な措置（証拠開示システム）は、制度の枠にとらわれることなく、その手続に取り入れられてしかるべきものと思われる。」

等とした上で、次のように述べている。

「元来類型証拠、主張関連証拠として開示が認められたような証拠については、再審手続においても、その開示を求める方向で検討すべきものと思われる。そのような証拠について証拠開示が求められれば、検察官は積極的に対応すべきであり、裁判所としても、同様の方向で当事者間の調整に当たるべきものと考ええる。」

3 本件で開示を求めていた証拠はいずれも主張関連証拠であり、開示されるべきものであること

(1) 開示対象は具体的に存在し、かつ特定されている

本件で申し立てが退けられた各証拠（2010年3月24日付け証拠開示請求書別紙2記載の各書証）は、いずれも既に提出済みの新証拠弁25号証（司法警察員警部高尾太郎作成の「統括捜査報告書J」に記載（その存在が言及）されているものである。

具体的には、①別紙2の1～16、23～26（捜査報告書、現認報告書、供述調書）は、本件を目撃した警察官等によるもの、②別紙2の17～22（供述調書）は、現場での目撃者22名のうち、殴打現場を目撃した者として供述調書が作成されたものであり、いずれも具体的に特定されている書証である。

(2) 上記証拠開示の必要性について

ア 上記①（警察官による捜査報告書等）

そして、第1次再審請求の特別抗告審で、有罪認定の核心証拠であるKr供述の信用性が一部否定されたが、それは、上記「統括捜査報告書」（新証拠弁25号証）に再審請求人が「薄い青色」の服装であったという現認状況が記載してあったからである。

したがって、統括捜査報告書の原典にあたる上記①の各捜査報告書等には、さらに詳細な現認状況の記載がある可能性が極めて高い。さらには、「薄い青色」の再審請求人以外に、「きつね色の上下」の人物の現認状況が記載されている可能性もあり、再審請求人の無罪を立証する明白な証拠となり得るものであり証拠開示の必要性が極めて高い。

イ 上記②（目撃者の供述調書等）

上記②は、統括捜査報告書に、殴打現場の目撃者として、特に名前が明らかにされている者に関する供述調書等である。再審請求人が一貫して主張している「殴打行為があった当時は十字路中央付近に立っていた姿」が目撃され、それを供述した調書の存在の可能性は極めて高い。特に、全体的に黒っぽい服装が多いデモ隊員の中で、薄い青色の請求人の服装は、相対的に目立っていたはずであり、その姿が目撃されている可能性が極めて高い。これも再審請求人の無実を明らかにする上で決定的に重要な証拠である。

(3) これらが主張関連証拠であること

そして、上記①②は、「犯人」と被告人の同一性という争点に直接関連する主張関連証拠開示（刑事訴訟法 316条の20）の要件を充足していることは明らかである。したがって、本件各証拠は、「公判審理の段階で、今回の新法による公判前整理手続等が行われ、証拠開示が行われていたとすれば開示されたであろう証拠」に当たるとする。

さらには、これを開示した事による弊害はおよそ考えられず、相当性もある。

4 まとめ

したがって、上記①②は、証拠開示命令が出されなければならない証拠であるから、これを命じないまま、再審請求を棄却した原決定は、憲法 31条・37条に違反し、取り消されるべきことは明らかである。

第3 Kr 供述は信用できないこと

1 原決定の判示内容

原決定は、Kr 供述の一部は信用できないが、犯人識別の信用性判断には影響を及ぼさないとするが、これは Kr 供述のつまみ食いであって、許されない。

2 Kr 供述の特徴を看過していること

しかし、原決定は、Ki 供述自体が、容易く信用できない特徴を有していることを一切看過している。

すなわち、第一に、Kr 供述は、共犯者供述である。共犯者供述は、一般に自己の罪責を免れようとして、引っぱり込みの危険性があることは広く知られているところであるところ、本件においては、事件直後の1971年11月18日、後藤田警察庁長官が徹底取締の談話を発表し、本多警視總監も「守りから攻めへの積極姿勢」を捜査官に訓示し、警察当局幹部の威命によって、社会的に納得する「首謀者の割り出し」が急がれ、実際に、デモ参加者の中から未成年ないし20歳代の学生が一斉検挙されて「首謀者」が割り出しがなされており、「共犯者自白」の上記危険性が最も作用する外的状況にあったものである。

第二に、Kr は、当時18歳の少年であったことであり、少年が、一般に捜査官の誘導、強要に屈しやすい性質を持っていることはよく知られている。特に、1972年2月2日当時、突然逮捕されたKr は、蓄膿症を患っており、これに目をつけた警察・検察は、治療を受けなければ言うことを聞けと脅し、実際に取り調べに志した後に病院に連れて行き治療を受けさせている。さらには、逮捕直後の初期段階に、同人の父親を呼び出して「説得」までさせているのである。

第三に、Kr 供述の時期及び変遷である。Kr 供述は、自らの犯行関与について大きな変遷を経由しており、自白→自白撤回・否認→再自白→家庭裁判所での再否認→検察官送致での再々自白→控訴審での否認と揺れ動き、28通もの調書が作成されている。しかも、成人の場合の逮捕・勾留日数は最大23日間であるが、Kr の場合には、少年であることから家庭裁判所送致・検察官逆送等の経緯もあって、実に約3か月近くもの間取調を受けているのである。確定判決が依拠する4・26検察官調書が、同時に依拠する2・14検察官調書から2か月以上も経っているのは、このような経緯があり、4・26検察官調書は、捜査の最終段階において作成され

たものであって、検察官が全体のつじつま合わせをしたものである（にもかかわらず、整合して解決しきれなかった問題として服装の色が、同人の公判証言を契機に浮上することは後述する。）以上のとおり、Kr 本人の関与について著しい変遷が認められる捜査段階における供述調書について、信用性を容易く認めることはできない。

3 Kr の供述に至る経緯を看過していること

以上のように、Kr 供述には容易く信用できない特徴があることに加えて、原決定は、同人が、本件当時、群馬工業高等専門学校の3年生で、請求人とは本件当日初めて会い、請求人の顔も同日初めて見たものであり、既知の間柄では全くなく、しかも請求人は当日「みなかみ」と名乗っており、請求人を「星野」という名前で認識してはいなかったことを全く看過している。したがって、「星野」という氏名による特定をした供述は、根本的に信用できない。

すなわち、逮捕当日のKrの2・2警察官調書によれば、「九、私のこの一月一四日の任務は、軍団長か何かの当日の私達組織の重要人物である偽名で『みなかみ』とかいう人の防衛隊の一員でした」（15丁）となっている。つまりKrは、少なくとも2月2日の時点では、「みなかみ」なる人物が「星野」であるとの認識は11・14当日にはなかった、と供述しているのである。

また、Krは、公判でも次のように証言している（星野4回）。

「その、前の証言で、中野駅ホームで星野文昭という人の姿は見たと言われましたね。

はい。

その人は、今、この法廷にいる被告人ですか。

確定しがたいです。というのは、当日初めて会ったわけですね。初めて会って、それほど、顔を時間的に見ていないというところが一つあります。それともう一つは**星野文昭**という

名前を聞いたのは、そこに参加した人が星野文昭だというふうに確定的に聞いたのは、取調べの段階だったわけですね。それより以前に、高経大生のO君から、一応チラッと名前を聞いているわけですけども、そのときは、別段、名前とかを気にしていたことはなかったです。

その時に、星野さんという人は、機動隊員の左斜め前にいたと、前回の証言では、そうなってるんですが、これは左斜め前で間違いないりませんか。

星野さんが、ということですけど、要するに、その場で見ているのは、ぼくが見ているのは、きつね色の背広の上下を着た人ですか。中肉中背という感じの人ですね。その人が鉄パイプを持って殴ってるのを見てるという形では供述したわけですか。それに対して、警察官あるいは検察官は、それはだれかということを知られたわけですね。ところが、その現場でほとんど初めて会った人たちばかりなわけですね。すると、人物として特定しがたいわけですね。それに対して、じゃ、お前の記憶の範囲で名前を知っているというか、見たことのある人間をあげるということだったわけですね。そのとき、星野さんだったんじゃないかという、その人、きつね色の上下を着た人ですね。それに対して、ほかの人間も言っているから、それは間違いないだろうということ、調書に記載されていたという過程を一応、ふまえておいてください。」(星野4回)

ここで、「ほかの人間も言っているから、それは間違いないだろう」というのは、Krには他の人間が何を供述しているか知る由もないから、捜査官の発言であることは明らかである。そして、Krは、上記のとおり、星野文昭の名前を確定的に聞いた

のは取調の段階であると証言しており、結局、殴打行為者は「星野」ではないかとの名前を捜査官から受け、それに迎合・誘導を受けたことは上記証言からも明らかである。

さらに、Krを取り調べた警察官である石井統三も、「星野くんに対しては、クリーム色というだけで、星野くんと言っていたというようなことでもなかったように私は記憶してゐるんですが。」(控訴審19回)と証言している。

そして、Krは、1980年11月28日第三次破防法裁判第55回公判 Kr証言(新証拠)において、当時請求人が偽名を使用していたこと、星野という名前は取調で教えられたことを証言している。

検察官尋問

「大分たくさんいたようだけれども、指揮をする者はいたんですか。

はい、いました。

名前は記憶ありますか。

当時、偽名でしか記憶してなかったんですが、取調べで星野さんという方だと

その人だけですか、指揮者は、

何人かいたとおもうんですが、

取調べ受けた段階で星野という名前はわかったと言いましたね。

はい。」(26丁)

以上によれば、少なくとも、確定判決が依拠する Kr の 4・26 検察官調書における「星野が殴っていた」とする供述は、Kr が請求人を「星野」という名前で認識していない上、Kr の供述を正確に録取したとはいえない。「星野」という名前が出た理由・経緯、「星野」と特定した理由がいつさい不明だからである。したがって、Kr が、「星野」という名前で特定した犯人識別経緯、犯人識別根拠が争点となるのである。

ところが、識別根拠の説明のないままでの「星野」との「氏名による特定」は、

Kr の 2・14 検察官調書に明らかである。すなわち、Kr は、機動隊員を殴っていた者を A ないし G と名付けた上で、A を道案内の男、C ないし G を不明としながら、以下のとおり、B だけを識別根拠なく「星野」と断定しているのである。

「この三人に追い抜かれたころ、前方約一〇メートル位の米屋のシャッターの所では、機動隊員が四、五人からはげしく殴られていました。略図で A B C D と記載したのが殴っていた男達で

A は道案内の男

B は星野

C は不明

D は不明

です。

A の道案内の男は長さ三、四〇センチ位の黒いバール（一方の先端が曲ってクギを抜くのに使用し、他方の先端が薄くなっている物）をふり上げてはげしく機動隊員を殴っていました。

B の星野は長さ四、五〇センチ位の鉄パイプをふりかぶって同じように機動隊員を殴っていました。

C と D はどちらか一方が長さ一メートル位の竹竿を持ち、一方が何かは分からなかったが、何かの武器を持っており、二人とも A、B と同じく機動隊員を殴っていました。

前回供述したように、ヘルメットがコンクリートの床に落ちた時のような音や、竹が身体に当たる時のような音をたてており、めった打ちに殴りつけていたのです。

以上が略図②の状況です。

四 続いて私を追い抜いた E、F、G の三人が、機動隊員に一斉に飛びかかり竹竿や鉄パイプで殴り始めたのであります。つまり最初めった打ちにしていた A、B、C、D に E、F、G が加わって七人位で機

動隊員を殴り続けたのです。

この時、Bすなわち星野が鉄パイプで機動隊員を殴りつけながら

殺せ、殺せ

とかすれたような異様な声で叫び続けていたのが印象的でした。

この時、機動隊員がどういう状態であったかは、A B C D E F Gの姿に隠されていたので良く分りません。

いったい、Krは何を根拠に「星野」という名前で断定したのか。この点、繰り返し引用してきた通り、2・16警察官調書には次のとおりある（控訴審において開示）。

「顔を覆っている手を、うすいクリーム色の背広の人が鉄パイプでしきりに殴りつけていました。この時、このような服装の人は星野さんしかいないので、顔は見えていませんが、この殴っていた人は星野さんだったと思います。」（2・16警察官調書8項）

すなわち、Krは、服装の色から請求人と推測して供述しただけなのである。

4 Krは、請求人自身の識別ができたか

しかし、原決定は、「防衛隊の一員として請求人の身边で請求人と行動を共に」していたから、請求人を識別できたとするのである。

これに関連して、確定判決は、2・16警察官調書におけるKr供述には、請求人の顔や姿を見たとの殴打場面の「一回目」の目撃供述と、服装の色を見たに止まり請求人の顔や姿を現認まではしていない殴打場面の「二回目」の目撃供述の二種類があり、前者については確定的に請求人を特定し、後者については服装の色から請求人と推測したと解するのが相当と判示している（確定判決63頁）。

しかし、Krが、二回の殴打場面を別に見たとするのは、あまりに技巧的すぎる認定である。殴打行為は、あくまで連続的に行われているのであって、二回の殴打場面があったのではなく、一回の殴打場面しかなかった。実際、確定判決でさえ、「4・

26 (検) 以外は」一回目か二回目か明確でない供述調書か、もしくは二回目の状況については触れていないか、触れていないと見るべき供述調書しかないと認めている。さらに、4・26検察官調書について、確定判決は、あたかも「二回目」の殴打状況についての供述があるかのように判示しているが、4・26検察官調書を読めばわかるとおり、Ktは、先頭集団に追いつこうと走っているところで、前方に4, 5人の「仲間」が誰かを殴りつけている場面を見ながら接近し、そのまま遅れて到着した際に、「星野」の殴打場面を目撃したと、請求人の氏名を知らないのに、請求人の氏名を特定して、その行動に関する供述をしている。すなわち、4・26検察官調書には、2回の殴打目撃場面があるのではなく、確定判決の言う2・16警察官調書における「二回目」の目撃場面しかないのであって、一連の流れの中の「一回の」殴打目撃しかないのである。したがって、2・16警察官調書以外には、2回の殴打目撃場面を分けた供述の記載された調書はないのであり、このことは、まさに目撃場面が2回なかったことの証拠でもある。

また、Ktは、確定判決の指摘するとおり、以下のように訂正する。

「(三) 調書39枚目の15行目から16行目に私が到着した時、星野が鉄パイプで殴っていたという部分は、私が到着した時には、その鉄パイプで殴っていたのは星野だとまだ判っていませんでした。それが判ったのは、私がとび込んで竹竿で殴りつけた時、星野が鉄パイプをふり上げ、殺せ、殺せと叫びながら殴りつけているのを見たのです。」(4・26検察官調書)

ここで留意すべきは「私が到着した時には、その鉄パイプで殴っていたのは星野だとまだ判っていませんでした」という訂正箇所である。4・26検察官調書によっても、一つの流れの中での殴打場面しかなく、星野と「判ったのは」、殴打行為者がパイプを振り上げ、殺せ、殺せと叫びながら殴りつけているのを見た時だとしている。そして、4・26検察官調書では省かれているが、上記記載部分と酷似した供述記載のある2・16警察官調書によれば、星野と判ったのは、振り上げた殴

打行爲者の服装の色（声による識別問題については後述）で判ったのである。

さらに重要なことは、4・26検察官調書において、Krが「読み聞け」の段階で訂正していることである。確定判決が、2・16警察官調書で、殴打目撃場面を2回に分けたのも、服装の色による特定供述の「それ以前の箇所において」（確定判決62頁）、既に、格別服装によって特定することなく供述していたことを論拠の一つとしていた。しかし、2・16警察官調書においても、4・26検察官調書のように、当初はいつの間にか捜査官によって「星野」と記載されてしまったが、録取された経過において、その後、できるだけ正確に「星野」と特定した経緯をKrなりに説明し直したものであって、それが2回を目撃場面があったかのように記載されてしまったのである。

実際、Krは、公判でも証言しているとおり、腕を振り上げた殴打行爲者の服装の色ではじめて特定したという点において、2・16警察官調書、4・26検察官調書とも一貫している。最初は現認し、二回目は服装の色で特定したなどの供述や証言は一切ない。

「その時、星野さんという人の姿は見ましたか。」

後ろ姿を見ているように記憶しています。

どこにいましたか。

機動隊員の左斜め前ですか。

何メートルくらいですか。

ほとんどくっついていたんじゃないかと思えます。

この人は殴っていたわけですか。

実際に殴って当たる場面を見るわけじゃないですけど、星野さんの特徴だったきつね色の上着ですかの腕が振り上がってるのを見えています。」（荒川19回）

「そのときに、星野さんという人は、機動隊員の左斜め前にいたと、前回の証言では、そうなってるんですが、これは左斜め前で間違いない

ありませんか。

星野さんが、ということですけど、要するに、その場で見ているのは、ぼくが見ているのは、きつね色の背広の上下を着た人ですか。中肉中背という感じの人ですね。」(星野4回)

「服装についてはどうなんでしょうかね。今のあなたの記憶を素直に言ってくれと言えば、やっぱり服装はクリーム色もしくはきつね色系統の、そういう記憶なんですか。

記憶というのは、ほとんどなかったんですね。そのころだれがどうこうというその11・14に関してあまりその、まあ、外を見るような余裕というのはそれほど持ってたわけでは、ありません。で、記憶自体が転々としてあったわけですから、星野さんの服装がその色だということになったのは、一つはその事件の現場でそのきつね色の上下の服装をした人がいてなぐっていたという記憶がある」と(確定審7回)

したがって、確定判決が、2・16警察官調書の請求人の殴打目撃場面を2回に分けて、1回目は現認したから「星野」と識別ができ、2回目は現認までできなかったから服装の色で「星野」と推測したとする論理自体が、全く前提事実に反するのである。

そもそも、論理的にも、確定判決の言うように、当初殴打行為者を「星野」と特定していたのであれば、顔が見えなくなったとたん「服装の色」で特定することは不自然きわまりない。端的に、Krは、当初から殴打行為者の「服装の色」しか記憶になかったのである。

また、確定判決は、Krは、請求人の顔や姿を見れば「星野」と特定できることを前提にしているが、これも事実に反している。Krは次のとおり証言している。

「その、前の証言で、中野駅ホームで星野文昭という人の姿は見たと

言われましたね。

はい。

その人は、今、この法廷にいる被告人ですか。

確定しがたいです。というのは、当初初めて会ったわけですね。初めて会って、それほど、顔を時間的に見ていないということがあります。それともう一つは星野文昭という名前を聞いたのは、そこに参加した人が星野文昭だというふうに確定的に聞いたのは、取調べの段階だったわけですね。それより以前に、高経大生のOt君から、一応チャットと名前を聞いているわけですが、そのときは、別段、名前とかを気にしていたということはなかったです。」(星野4回)

また、次のようにも言っている。

「以上の点について、2月14日付の検察官調書では、銃を奪えという声があった、確か、星野の声だったと思う、というふうに述べていて、そのあと、2月18日付では、機動隊員が倒れ、星野が銃を奪えと言ったとき、私の右隣にいただれかが云々というようになっていて、4月16日付では、星野の声だったと思いますが、銃を奪えという声が出て云々というふうになってるんですがね。

その名前の特定の仕方と同じです。同じですというか、それがだれだったかというのは、ぼくは、はっきり覚えていないんですけど、取調べの段階で、それがどういうふうに名前として特定されたのかというのは、かなり記憶しているんですけども、要するに、そういう命令をするのはだれかという質問がくるわけですね。それに対して、実際、その日に会った人たちの中で、声を聞き分けたり、顔や姿、形を見分けたりする人間というのは、一緒に起居していた人たちだけな

わけですね。それで、取調官から、そういう質問があつて、そういう号令を出せるのはだれかという質問があつて、だれかという質問があつて、だれかというときに、やはり演説なんかやっていたということになります。ですから、じゃなかったかという形で、ぼくは述べたわけです。それに対して、ほかのやつは、こうこう言つてるけど、お前はどうかなんだということ、そういう形で調書に記載されていたわけですから、名前が特定されてですね。」(星野4回)

請求人は、1966年高経大に入学し、本件が発生した1971年には、千葉県三里塚に常駐し、成田新国際空港反対運動に専念しており、当時群馬工業高等専門学校の3年生であつたKrとは接点は一切なく、本件当日にはじめて会い、請求人の顔もやはり同日はじめて見たのである。

したがつて、確定判決や原決定の言うように、現認だけで、「星野」という「氏名による特定」ができないのは当然である。

5 「防衛隊」について

原決定は、「Krが、中野駅から神山派出所前付近まで請求人の防衛隊の一員として請求人の身边で請求人と行動を共にし、その声も間近で何回も聞いていること、そのようなKrにおいて、請求人を他の者と取り違えるとは考え難いことをなぞに照らすと」Krの供述は、なお十分な信用性を肯定することができるとしている。

しかし、Krは次のように証言している。

「この昭和46年11月14日の日に、証人は星野文昭という人のいわゆる防衛隊というような役目で、その身边にいたことはありませんね。

はい。

ということから、その星野さんという人は、ここにいる被告人であ

るかどうかという点は、顔を見てわかりませんか。姿を見たりして。そうだと言われれば、そうじゃないかと思えますけれども、はっきりは言えません。」(星野4回)

すでに繰り返し引用した Kr 供述において、殴打行為者が「星野」であるという氏名による特定があっても、決して「現認」して氏名を特定したとは供述していないことにも留意すべきである。

そもそも現実には、「防衛隊」という言葉で連想されるような密接な関係は Kr と請求人との間にはなかったのである。

「あなたが防衛隊に任命されたときは、OK 君は居なかったわけですね。はい。防衛隊に任命されたと言うより、星野さんが電話をかけてくるとき……。

ちよつと付いて来てくれということで行ったわけでしょう。

はい。それで自然に防衛隊という名前が取調の間で付いていたという気がしますすけれども。防衛隊という形でぼくらになつてくれと言われた記憶というのは、ぼくは持ってないです。

調への段階で、それはむしろ調へ官の方から……。

防衛隊という名前を付けられたと思います。」

(荒川21回)

したがって、特に「防衛隊」なるものとして組織的・計画的に行動をしたことはない。中野駅周辺において、せいぜい電話をかけるから付いて来てほしい、肩車をしてほしいと、なりゆきで声をかけられるようになっただけなのである。実際、Kr は、請求人の近くにいまま小田急線の代々木八幡駅までは行ったものの、その後請求人に先に行かれてしまい、本件現場では完全に請求人とは離れてしまっていたのであって、「防衛隊」としての行動や実質は特に見受けられない。

「その人たちは、ずっと最後まで防衛するという立場にあったのですか。

どこらへんまでそういう役目をやったのですか。

電話をかける時とアジ演説をする時だけだったと思います。

後は、防衛するという意識は全然もっていなかったのです

ね。」

(荒川 21 回)

本人も認める通り、防衛という意識は全然持っていないのであり、電話をかける時とアジ演説をする時だけで、それ以外は始終請求人についていたわけではないのである。

したがって、原決定がしたように、「防衛隊」の言葉から、その実体を無視して、請求人を他の者と取り違えるとは考え難いなどと推測することは許されない。

6 強制と誘導の取調の実態

なお、本件における別の被告人に対する裁判（凶器準備集合、公務執行妨害、傷害、現住建造物等放火被告事件）では、共犯者 A o、A r、O t、S i r a の取調官であった中津川検事によって作成された、別の目撃証人の供述調書だけでは、犯人識別には足りないとして無罪判決が言い渡されている（新証拠：弁 4 0）

すなわち、K r と同じデモ隊のメンバーであった M 氏は、中津川検事の取り調べを受け、供述調書を作成された（新証拠：弁 4 1）。しかし、当該判決は、「右 M が、被告人と他の似た人物とを混同し、単に似ているというだけで、他の人物と明確に区別するだけの確信がないままその人物が被告人であると断定したと見る余地があり、右 M の検察官に対する前記供述をもって被告人らの前記ア リバイの証拠を排斥して、本件犯行を認定することには躊躇を感じざるを得ない。」と判示した（弁 4 0）。

M 氏は、1972 年 1 月 7 日逮捕され、取調で、現場にいなかった K 氏が現場に居たとの虚偽供述を強いられた。M 氏が、K 氏を初めて見たのは、検察庁での調べの時に、鏡越しに見せられたことであった（新証拠：弁 4 2。神山交番事件高判第 28 回、38～40 丁）。ところが M 氏の 1・24 検察官調書では、K 氏につ

いて、M氏は「中野駅で黄色い総武線に乗った」「一見やさしそうで、私の背だけ1メートル60より高く、1メートル70位で、すらっとした感じの人だったので印象に残っています。」等と書かれていたのである。

この点に関して、M氏は、次のように証言している(弁42)。

そういう記憶はあったんですか。

いや、ありません。

ないにしても、しかし、作りすぎじゃないかな、この説明の内容は。どうしてそんな話が出た。

まず、僕もがんばってたんです。この黙ってたんですけれども、あんまり長時間の調べと、あとお前一生しゃべらなかつたらつけねらつてやると、それとお前の罪は機動隊員が14日に死んだから、絶対お前のことを殺人罪で起訴してやる、そういうことを言われたわけです。

それはいつです

取調中、ずっとそのことばかり言っていました。

この取調をしたのが、中津川検事なのである。本件における「中村巡查殺害班」(星野控訴審第19回、古賀証言)の被疑者らに対する取調べで、一人中津川検事のみが特別な取調方法をとっていたとは考えられない。M氏が中津川検事から受けた強制と誘導の取調方法は、中村巡查殺害班全体の取調方法であったと考えるのが自然である。Krもまた、Krの法廷証言の通り、違法かつ不当な強制と誘導の取り調べと同様のものであったが、原決定はこの事実を全く無視している。

7 声による識別の困難性についてー「生活白書」が指摘する心理学の知見

(1)ところで、原決定は、前記の通り、Krは声でも請求人を特定したと判示する。

また、確定判決は「火炎びんを投げろという声は、被告人星野から発せられた」と認定したのに対し、本再審請求では、弁17ないし19、及び35号証を新証拠

として提出するとともに、上記認定の根拠となった Ao 及び Ar 供述の信用性は皆無であることを厳島鑑定書（弁 28、33号証）に基づく同供述の分析をもって主張した。しかし、原決定は、上記両人は、「請求人と近接して行動を共にしており、その間には請求人の演説等を聞いていたこと、火炎びん投てきの指示は間近で聞いたものであること」等をもって上記各証拠の明白性を退けた。

（2）Kr の核心的な犯人識別根拠は服装の色であることは、すでに引用してきた供述に明らかである。したがって、その核心部分について信用性が弾劾された以上、突然、傍流的な根拠である声による特定をもって、確定判決の証拠構造の脆弱性を救済することは許されない。これでは、事実上の、証拠構造の組み替えである。

そもそも、声による人物特定は、きわめて不確かである。実際、確定判決でさえ、OS が「殺せ、殺せ」と発言していたことを認定している。仮に OS が発していたとしたら、OS と請求人の声を、混乱して騒然としていた本件現場で識別できるか大いに疑問である。当日にはリーダー格は何人もおり、多数のデモ参加者のいる現場で、多数の者が大声を上げることはよくあることであって、それにより「かすれ声」になることもまた容易に想像される。

しかも、Kr の言う声による特定が何を意味するかが問題となる。「かすれ声」もあるところでは「甲高い声」であったりしており、特定個人に特徴的な声であるとはいえない。

むしろ、Kr は繰り返し返し、号令を出すのは誰かという形で質問を受けたと言っており、これからすれば、声の質そのもので特定したのではなく、声を出すのは指揮者だから請求人の声であると特定したと解するのが自然である。

（3）声による同一性識別の危険性は、今や社会的常識とあって過言ではない。厚生労働省 2008 年版『生活白書』には、いわゆる「振り込め詐欺」に関する「被

害者の心理に関する考察の重要性」の研究が掲載されている(弁44号証)。以下は同研究からの抜粋である。

振り込め詐欺被害の防止に向けた対策の新しい視点として、消費者がなぜ、どのようなして詐欺に遭ってしまうのかを、ヒトの意思決定や行動に関する心の動きや脳における情報処理の過程に着目し、その学術的な成果を参考に検討することが挙げられる。

私たち人間の意思決定や行動は、古くから認知心理学や社会心理学のような心理学の分野で研究が積み重ねられてきた。また、近年においては心の動きにかかわる脳の働きが注目を集めている。これら心理学、脳科学、周辺領域として社会学などの知見も踏まえ、振り込め詐欺の被害に遭ってしまう状況について、オレオレ詐欺の手口の中で二つの例で考察してみたい。

心理学、脳科学から見た電話と時間的切迫感という落とし穴の一つ目は、電話である。電話の相手の声というのは本来非常に判別しにくく、それだけで相手を特定するのは難しい。それにもかかわらず、私たちが電話の相手とその人だと判断できるのは、私たちが電話の相手を、声だけでなく、相手の話し方や電話を受けた時間、状況など、断片的な周辺情報を総合することによってイメージを作り上げているからである。これは電話だけでなく、その他の日常生活においても、ある一定の情報だけで判断がつかないような時は、それ以外の様々な断片的な状況を基に総合してイメージを上げるということが、私たちの脳内で行われている(近道選び)。つまり、こうした脳の動きを知らずに、この不確実な電話の相手の声を周辺の状況で補ってしまい、相手を見誤って判断してしまうところが、オレオレ詐欺の一つ目の落とし穴となっているのではないかと考えられる。

二つ目は、時間的な切迫感の中で一息ついて考える時間を与えられないことである。内閣府が行った心理学、脳科学の実験結果によると、私たちの意

思決定には無意識的に判断するメカニズムと熟慮した上で判断するメカニズムの二つがあり、両者が並存していることが示唆された。このことから、日常生活において私たちはこの二つの意思決定のメカニズムを並行して用いながら様々な判断をしていると考えられる。この無意識的に判断するメカニズムとは、「専門家の意見は正しい」、「値段の高いものは価値が高い」というように、ある一部の情報から自動的に判断する方法であり、省力的で効率よく判断が可能であることから、私たちの日常において非常によく用いられているのではないかと考えられている。この自動的に判断する方法は、文字どおり深く考えることなく判断しているにもかかわらず、多くの場合、誤りなく判断処理を行えている。しかし、この方法は自動的であるため詐欺などのだましには大変弱いと考えられる。振り込め詐欺では、不安感や恐怖感を煽ったり、時間的に切迫した状況を作り出すことで、被害者に熟慮的な思考をさせずに、自動的な方法による判断だけで意思決定をするように仕向けていると考えられる。

振り込め詐欺の犯人はこのような学術的な知識を持つ専門家ではないだろう。しかし、彼らのだましのテクニクの中には、ここで挙げたような心理学、脳科学の実験結果で説明できる例も近年示されており、このような結果を踏まえた対策を講じることは振り込め詐欺被害防止に向けた一つの方法となりうる。(以上の下線は引用者)

(4) 以上のように、厚生労働省も引用する心理学、脳科学の実験結果でも、声による同一性識別の危うさが指摘されている。「近接した行動」「演説等を聞いていた」「間近で聞いた」から分かった、などという原決定の判断は、まさに社会的常識にも反する誤りであることは明らかである。

8 まとめ

以上の通り、原決定は、Kr 供述の一部は信用できないが、犯人識別の信用性判断には影響を及ぼさないとするが、これは Kr 供述のつまみ食いであって、許されない。

第4 真実の「犯人」を示す可能性の高い新証拠

1 原判決の判示

原判決は、反戦ヘルメットを被り、きつね色の服を着たデモ隊の先頭にいた別人こそが真犯人であるとの再審請求人の主張に対し、①きつね色の服とは言えコートを着ており「きつね色の背広の上下」とは服装の点で異なること、②殴打者の所持品は「40センチ前後の鉄パイプ」であるのに、目撃者 Ab が見たのは「長さ2メートル前後の鉄パイプのようなものを持っていた」などとして、所持品において異なること、③Ot 及び It の各検察官調書は、両名ともに請求人と行動を共にして十分な信用性を備えていること等を理由にあげている。

2 きつね色の服の形態について

原決定は、別人はきつね色の服とは言えコートを着ており、「きつね色の背広の上下」とは服装の点で異なるとする。

第三者である目撃者の Fu は、確かに、次のように述べている。

「ヘルをかぶっていたかどうかよく判りませんが、長髪で身長170センチ位、細面青白い顔で**ベージュの薄いコートを着た男**が図面に A と印した地点で警棒を振って機動隊員の頭を何回も殴りつけていたことです。」

しかし、Fu は、「ベージュの薄いコートを着た男」が「警棒を振って」何回も殴りつけていたというのである。服が「コート」か「背広上下」以外は、ま

さに Kr が証言している通りである。

しかし、コートか背広上下かの服の形の見え方は、服の見え方（角度等）によっても印象が異なりうるのに対し、色は決定的である。

実際、同じく第三者である目撃者の Ab も、詳細な殴打現場目撃状況を供述した後、殴打行為者の特徴を具体的に供述し、「着衣は黄土色の作業着か背広のような上着にGパン」と供述している。「背広のような上着」に「Gパン」を背広上下に見間違えることは十分にありうるものである。

「一番初めに、すごい速さで機動隊員を追い駆け、持っていた二米近い竹竿の様な物で隊員をなぐった男は、前に黒字で反戦と書いた白ヘルメットをかぶり身長は、私と同じ位に見えたので一七八センチ位、少しやせ型の年令二二、三オタオルで覆面をし、その両端を下にさげておりました。メガネをかけていたかどうかはつきりせず、着衣は黄土色の作業着か背広のような上着にGパン、色についてはズック靴、左脇下に火炎瓶らしい物をかかえていた男性でありました。

つづいて追っていた五名位の連中は一人だけヘルメットがなかったのですが、他の者は、反戦又は中核と書いた白ヘルメットをかぶっておりました。」（111丁～12丁、強調は弁護人）

ここでも注目すべきは、Ab が最も特徴的人物としてあげている「すごい速さで」機動隊員を捕捉し殴打した人物の着衣を「黄土色」という「きつね色」系として供述しており、Kr の供述調書（新証拠を含む）及び公判証言と一致している。

3 鉄パイプの長さについて

また原決定は、目撃者の Ab が見た男は「長さ 2メートル前後の鉄パイプのようなものを持っていた」という供述を引用して、「40センチ前後」と比較する。しかし、そもそも本当に「長さ 2メートル前後の鉄パイプ」であれば、自分の身長より長い鉄パイプを振り回すことは、長すぎてできない（1メートルであっても長すぎて思うように振れないことは、実際にやってみるとわかる）。一振りに時間がかかり、およそ何回もなぐることはできない。

したがって、Ab の所持品に関する供述については、2メートルの長さについては合理的な疑いが生じているから、原決定が Ab の言葉尻をとらえて、所持品が違うと言うことはできない。

4 「その男の行動は一切不明」ではない

さらに原決定は、神山派出所における機動隊とデモ隊が対峙する場面以降、「その男の行動は一切不明であり、本件当時に本件現場周辺にいたかどうかさえも判然としない」と判示する。

しかし、1971年11月14日付中村邦男作成「写真撮影報告書」は、デモ隊と機動隊が対峙した場面後同デモ隊が本件現場に向けて移動しているところを撮影した写真を添付しているところ、新証拠の写真に撮影されたきつね色の服を着て「[反戦]のヘルメットを被った前列の男が先頭を走っている写真がある。デモ隊の先頭集団に立って機動隊と対峙していたのであるから、先頭を走っていることはきわめて自然であり、当然に本件場所に最初に到着し、機動隊員を殴打したのである。Ab が最も特徴的人物としてあげている「すごい速さで」機動隊員を捕捉し、殴打した人物こそが、きつね色の服を着た男であり、Kt が殴打場面を見た男であり、それは請求人ではない。

5 総合評価ではないこと

なお、原決定は、「捜査機関は、当初、本件殺人の首謀者は労働者であるとの見当を付けて捜査を進めていたことが認められ。学生側の立場にあった請求人については無実が推認されるというが、所論のような捜査の経過があるとしても、そのような事情から直ちに確定判決の事実認定が左右されるとは考えられない。」と判示する。

しかし、再審請求審においては、旧証拠に新証拠を踏まえて総合判断すべきところ、原決定には「総合判断」がない。

6 まとめ

したがって、新証拠によって明らかにされたきつね色の服を着た男こそが真犯人である可能性が極めて高いにもかかわらず、それを認めない原審は真実を見据えようとしていないというほかない。これは被告人の犯人との同一性に根本的かつ合理的な疑いを生じさせるものであって、「疑わしい時は被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則が再審請求事件でも同じく適用されることから、新証拠の明白性は明らかである。

第5 犯行後に撮影された請求人が持つ鉄パイプ一殴打の痕跡がない

1 原判決の判示

原判決は、鉄パイプで殴打しても必ず変形や損傷が生じるわけではないこと、また、本件鉄パイプの表面には不鮮明ながら損傷らしき痕跡があると判示する。

しかし、第一に、犯行後に撮影された請求人が手に持つ鉄パイプは、単に変形や損傷がないばかりか、真っ白で、およそ色が付いたり、血痕や手垢の跡や泥などが付着している様子も一切無く、犯行後の時間にも、最初に鉄パイプを持った状態を維持していたというほかない。

第二に、すでに冒頭でも指摘した通り、原判決が指摘するものは「損傷らしき痕跡」ではない。

以下、検討する。

2 変形だけではなく、変色もなく、血痕や手垢の跡や泥の付着もない。

まず、犯行後に撮影された請求人が手に持つ鉄パイプは、変形や損傷がない。

この点、Kr は殴打場面について、次の通り供述している (Kr 2・16 付警察官調書)。

「八、そのうちに殴っている人達の間につき間が出来たのですが、この時機動隊員はフラフラで倒れかかっており、冠っていたヘルメットの防護面のどちらかの付け根がはずれており、両手（白い軍手をはめていた）で顔を覆うようにしていました。

この顔を覆っている手を、うすいクリーム色の背広の人が鉄パイプできりに殴りつけていました。この時、この様な服装の人は星野さんしか居ないので、顔は見いませんがこの殴っていた人は星野さんだったと思います。」

仮に、再審請求人が、Kr のいうとおり、「冠っていたヘルメットの防護面のどちらかの付け根がはずれるほど激しく殴打したのであれば、その鉄パイプには痕跡があってもいいところ、痕跡は何もない。

これに対し、原判決は、本件鉄パイプの性質や形状からすると、「必ず変形や損傷が生じるとはいえないように考えられる」と推測で、請求人の主張を排斥している。

しかも、再審請求人が握っている棒状の物は「純白」で、血痕等により汚れた痕跡はなく、また、紙が破れたり、乱れたりしている状況はまったく認められず、さらに真っ直ぐで、曲がりも認められないのである。およそ殴打行為に使用した鉄パ

パイプではない。新藤健一作成の意見書（弁31）および小川進作成の意見書（弁32）も、この色の問題に言及し、いずれの意見書も、一郎丸写真に撮影された鉄パイプには汚れすらく、使用された形跡が全く認められないと結論づけているのである。しかし、原決定は、鉄パイプがきれいであることについて、黙して何も語らない（「不鮮明ながら汚い部分が見受けられる」とも判示していないのだから、逆に、鉄パイプが真っ白であることを認めているというほかない）。

確定判決の証拠構造が典型的な冤罪事件の構造になっており、脆弱な証拠構造にあることも踏まえて、旧証拠に新証拠を踏まえて検討すると、上記新証拠は被告人の犯人性に合理的な疑いが生じるものである。

3 「損傷らしき痕跡」はない

原決定は、上記写真について、「本件鉄パイプの表面には不鮮明ながら損傷らしき痕跡が確認される」と判示するが（同13頁）、新証拠の写真（原決定の新証拠、0）には「損傷らしき痕跡」はない。

すなわち、同写真には、再審請求人が右手に持つ白い紙で巻かれた鉄パイプが写っているが、その鉄パイプは、一見して形状は曲がっておらず（本件現場からはひん曲がった鉄パイプが押収されている）、その色は真っ白であり、血痕や泥などの付着物も一切写っていない。

鉄パイプに「痕跡」らしきものがあるとすると、鉄パイプを一周する「輪」のようなものが写っているが、その規則性を有する「輪」ないし「線」の形状からすると「損傷らしき痕跡」とはおよそいえない。

これは、鉄パイプを巻いている白い紙が、鉄パイプを振ったことにより空気が鉄パイプと紙との間に入って、上部（先端部）の紙が少し膨らみ、浮いたものと推測される。いずれにしても、原決定には結論が先にあつたというほかない。

4 まとめ―鉄パイプの写真は、再審請求人の無罪を示す直接証拠

以上のとおり、犯行現場を通り過ぎた後に警察官に撮影されていた写真に、再審請求人が撮影されていたが、再審請求人の被っていたヘルメットには「中核」の文字が印字されており、Ab証人が目撃した「反戦」ではなかった。そして、再審請求人が手に所持していた鉄パイプには殴打の痕跡が何もなかった。

これらは、再審請求人の無罪を示す直接証拠である。

第6 請求人が本件交差点の中央部付近にいたこと

1 原決定の判示

原決定は、弁護人らが新証拠として提出した請求人作成の陳述書(①②)、It作成の陳述書(⑥)、新藤健一作成の写真撮影報告書(⑦⑧)によれば、「請求人は犯行現場から10メートルほど離れた十字路交差点の中央部付近にいたこと」は明らかであるとの主張に対して、次のように判示した。

すなわち、

A「(請求人のNHK方向の道のところを走っている車のフロントガラスが光っていた光景を見ているとの供述について) 請求人が代々木八幡駅から東急百貨店前に移動する過程で本件交差点を通過したこと自体は関係証拠上疑いなく認められる事実である、その際、請求人は本件交差点からNHK放送センターの方向を見ることのできたと思われるから、①とその供述の合理性を検証した⑦、⑧は、必ずしも請求人の弁解の裏付けになるものではない。」

B「請求人が供述する上記事実は、本件再審請求に至って初めて明らかにされたものであるが、旧証拠中の請求人の公判供述を見ると、請求人は、『NHK放送センター方向の道が坂になっていたかどうかはつきりした記憶はない』、『その道路を真っ直ぐ行った先に四つ角が見えたかどうかとも記憶がない』などと述べており、

供述が変遷していることについて特段の合理的説明がなされているわけではな

い」

として、

「(上記2つの点に照らすと)①における請求人の供述は、これを直ちに採用することは困難といえる。」として、弁護人の主張を排斥した。

しかしながら、原決定の上記判示は、以下の諸点からすれば極めて不当であり、誤りであることは明らかである。

2 上記Aの点について

一 請求人の供述は、「通過」しただけで記憶に残るようなものではないこと

請求人が、「本件交差点のNHK方向の道の道を走っている車のフロントガラスが光っている」旨を関係者に初めて伝えてきたのは、2005年(平成17年)4月14日付けの手紙(妻の暁子氏宛のもの)である。

そこには、「僕としては、機動隊が逃げた方向、NHK方向に当然逃げた機動隊員の報告で、別の機動隊部隊が動いてくる可能性が高く、その方向が最も気になり注視することになった。NHK方向は、僕のいた十字路からはゆるやかな下りになっていて、その先は、その途中から上がりになって向かって右方向に曲がっており、その先がつながっているような道が高位位置に見えており、そこを右から左にかなりの交通量で車が流れており、車のフロントガラスが陽の光を反射しているのを見ている。」と書かれているのである。

かかる地形を含めた詳細な記憶が、本件交差点を通過しただけで残ることなどあり得ないことは、経験則からしても当然のことであり、請求人が言うように、「(NHK方向を)注視」していなければ、記憶に残るものでないことは優に認められるところである。

しかも、請求人は、1978年(昭和53年)10月27日の第一審第67回公判において、「部隊を再度集結して、東急本店方向に向かう時、NHK方向を見てい

ない」と明確に供述しているのであり、上記のような記憶が残るためには、「部隊を再度集結して、東急本店に向かう」前に、NHK方向を見ていなければならぬのであって、請求人の供述の信用性はきわめて高いことができるのである。

さらに、「車のフロントガラスが陽の光を反射しているのを見た」などということは、第三者が考えついたりするようなものではなくとも明らかである。現実には、後の調査によって、本件当日が曇りであったことを知った弁護士は、請求人の記憶間違いではないか、と疑ったほどであり、後日の調査で(⑦、⑧)、そのようなことがあり得ることを確認して驚き、まさに請求人の冤罪を証明する「秘密の暴露」であると確信したのである。

以上のとおり、原決定の上記Aの点をもって、請求人の「一貫して本件交差点の中央部付近にいた」とする供述の信用性を否定する根拠とならないことは余りにも明らかである。

3 上記Bの点について—請求人の供述内容の変化は合理的に説明できること

(1) 請求人は、第一審の公判供述において、原決定が指摘するような供述をしていることは事実である。

しかしながら、第一審公判供述当時の請求人の心身の状態や公判に臨む請求人の取らざるを得なかった対応を考えれば、上記のような公判供述がなされていることと2005年(平成17年)時点で、「NHK放送センター方向の道を走る車のフロントガラスが陽の光を反射しているのを見た」という記憶が甦ったこととは何ら矛盾するものではないといえることができるのである。

以下、検討する。

(2) まず、第一審における公判供述時における請求人の心身の状況は、いわゆる「拘禁反応」の症状が顕著に出始めていたのであり、明確な記憶を甦らせることができる状況になかった。

1981年(昭和56年)9月22日付け請求人に関する「保釈請求書」(弁45)に添付された東京大学付属病院精神神経科(当時)森山公夫医師作成に係る同年9月17日付け「意見書」によれば、「(請求人の拘禁反応の)発症の時期に関しては、すこしさかのぼり、1978年秋頃とわたしは推定する。その理由としては、当時既に生活のリズムの崩れが本人より語られており、また客観的にも手紙等の書字の乱れが確認されたこと等が挙げられよう」とされているところであり、森山医師は、請求人の拘禁反応について、「1978年秋より徐々に始まり、山内医師の指摘する79年5月頃には病状が顕現化するに至ったものである」と結論づけているのである。

そして、「拘禁反応」の症状については、「幻覚的妄想の状態に始まり、躁状態、うつ状態、特有の意識障害症候群(ガンゼル症候群など)、諸神経症々候群(不安、心気、強迫、ヒステリー等)など」であり、初期症状としては、「幻覚的妄想や神経症候群(不安、心気、強迫、ヒステリー等)」が見られるとされている。

すなわち、請求人は、1978年秋頃には、上記のような初期症状が見られていたのであり、上記の第一審公判供述はちょうどその頃に行われたものであることが認められる(上記公判供述は、1978年10月27日公判においてなされている。)

上記のような神経症状を抱えていた請求人が全神経を集中して公判供述に臨むことができていたとは到底考えられず、幻覚的妄想や不安、ヒステリーという神経症状が請求人の記憶に「蓋」をしていたことは優に認められるところである。

(3) さらに、請求人の上記公判供述は、検察官による反対尋問によってなされている。請求人としては、単に被告人という立場にいたのみならず、本件の性格が「公安事件」であり、一般事件よりさらに検察官に対して請求人が警戒的になっていたことは優に認められ、「余計なことは言わない」という意識がさらに請求人の記憶に前述した神経症状と合わせて二重の「蓋」をすることになったと考えられるのである。

(4) ところが、再審段階となり、むしろ再審開始のためには、請求人に対して、本件当日の記憶を全て開放していくことが求められることとなった。

さらに、2005年(平成17年)当時、請求人は、「拘禁反応」を克服し、清明かつ冷静な状態で記憶の喚起を行うことができていたのである。請求人は、そのような状態の中で、本件の経過に関する記憶を逐一喚起させる中で、誰の示唆を受けすることもなく、妻に宛てた手紙の中で、「車のフロントガラスが陽の光で反射しているのを見た」という状況を思い出すに至ったのである。

このように、ある記憶がある時、何かをきっかけに突然喚起されるということは多かれ少なかれ、誰しも経験しているところであり、公判供述当時、「拘禁反応」と「検察官に対する警戒感」という二重の記憶の「蓋」がなされていた請求人が、この「蓋」を取り去った時に、記憶が甦ることは当然に首肯できるのであって、何ら「不合理」なことではないというべきである。

以上のとおり、原決定の上記Bの点についても、請求人供述の信用性を否定する根拠となり得るものでないことは優に認められる。

4 まとめ

以上のとおり、本件当時、請求人は一貫して本件交差点の中央部にいたとする供述の信用性を否定した原決定の誤りは明白である。

第7 請求人が本件現場付近にいたことができた時間はないこと

1 原決定の判示

原決定は、「請求人が本件現場付近にいたのは1分足らずであって、請求人は本件殴打行為に加わる時間的余裕がなかった」との主張に対して、「所論は正確には確定が困難な事実関係を前提としており、関係証拠を精査しても、請求人が本件現場付近にとどまれた時間が35秒前後に限られるとも断じ難く、その一方で、……もと

もと本件殴打行為は短時間のうちに終了したことが窺われるのであるから、……これが請求人の弁解の真実性を支える証拠になるものとも考え難い」と判示した。

しかしながら、上記原決定は、重要な部分の見落としがあり、不当である。以下、検討する。

2 客観的な時刻確定によって推測される本件現場に請求人がいた時間

弁護人の上記主張の中で、客観的に確定できるのは、都民交通前をデモ隊の先頭が通過したのは早くても当日午後3時22分50秒過ぎであったこと及びデモ隊が東急百貨店前に到着したのは、同日午後3時26分であったことの2点である。これは、前者が都民交通前をデモ隊の前を逃走する機動隊員が通過した状況に関するAbの目撃供述と菊花賞レースのその時の通過地点から特定でき、後者は、佐藤写真の記載時刻から特定できるのであって、その客観性に疑いはない。

そして、特に留意すべきは、佐藤写真から特定されるデモ隊が東急百貨店に到着した時点をあえて午後3時26分としている点である。佐藤写真の午後3時26分と記載されている写真は、東急百貨店前にバリケードまで構築されているのであって、実際にデモ隊が同百貨店前に到着したのは午後3時26分よりさらに前であることが優に認められるのである。

さらに、Abが都民交通前で逃走する機動隊員の姿を見たのが午後3時22分50秒過ぎであったことからすれば、デモ隊の先頭でさえ、その時刻以後に都民交通前を通過していることになる。

とすれば、デモ隊のスピードが100メートル30秒のペースより若干速かったとしても（100メートル20秒というペースは、フルマラソンを2時間20分余りで走る速度であり、実際には素人が鉄パイプを持って500メートル以上を駆け抜けることは不可能である。）、確定判決にしたがえば、請求人は、午後3時22分50秒から午後3時26分の3分10秒間より短い時間で、都民交通前から本件現場までの70メートルを駆け抜け、本件現場でデモ隊員らがこもこも中村巡査を殴打し

ている中、自らも同巡査を殴打した上、火炎ビン投てきの指示を出し、さらに150人以上のデモ隊員をまとめ、同現場から450メートル離れた東急百貨店前に到着させ、バリケードを構築するところまで行ったことにならざるを得ない。

かかる想定は、実際にはあり得ないことは明白である。

3 まとめ

以上から、上記のような客観的な時刻確定によって推測される、本件現場に請求人がいた時間は極めて短時間であり（3.5秒あるかないかである）、その中で、デモ隊をまとめて東急百貨店方向に向かわせる前に殴打行為など本件犯行にかかる実行行為を行う余裕など全くないことは明らかであって、これを否定する原決定の誤りは明白である。

第8 原決定の心理学鑑定に対する判示の誤り

1 原決定の判断の問題点

(1) 目撃証言に関する一般的な心理学的知見を無視

原決定は、「所論は、……Krの検察官調書は、目撃時間の短さ、出来事の凶暴性、体験者の情動的興奮（ストレス）、体験から供述までの長期間の経過、反復された事情聴取による捜査側の仮説の押しつけ等、正確な記憶の形成を阻害する多くの要因が関与しているにもかかわらず、その内容が異常なほどに詳細であることなどに照らし、供述者の記憶を正確に反映したものではないと認められるから、その信用性を否定すべきである、という。」とするものの、「上記実験結果をもって直ちにKrの検察官調書が不自然であると断じられるものではなく、……所論指摘の新証拠によってKrの検察官調書の信用性が否定されるとは考えられず、いずれも明白性を欠く」と判断している。

原決定は、再審請求人が指摘した目撃証言に関して一般的に承認されている心理学的知見に照らして問題となりうる諸事情をまったく検討することなく Kr の検察官調査書の信用性を肯定している。原決定の判断過程に、決定的な誤りがあることは明らかである。

(2) 科学的根拠のない理由による実験結果の否定

また、原決定は、「上記心理学鑑定は、………体験者がどの程度まで詳細な記憶を喚起できるかについては、Kr が目撃した出来事と本件実験との間の社会現象としての性質や目撃後の心理状態等の点で大きな差異があると認められること、体験者に対する質問の仕方や想起の手がかりを得やすい環境にあるかどうか等によっても相違に変動すると考えられること、捜査官による誘導もそれが不当なものでない限り有効な記憶喚起の方法になると考えられるところ、このような誘導を行った上での Kr の検察官調査と、誘導を一切行わないことを条件とした上記実験結果とは、記憶喚起の程度に相応の差異が生じるのはむしろ自然であるといえること、Kr と上記被験者らとの間には記憶喚起のために費やされた時間の長短という点でも相当な差異があるとみられることなどに照らすと、上記実験結果をもって直ちに Kr の検察官調査が不自然であると断じられるものではなく、上記心理学鑑定は、その判断過程において看過できない難点がある」と判断している。

しかし、厳島鑑定書における実験は、一般的に承認されている心理学的知見に照らして、本件事件よりも記憶が正しく形成されやすい状況で行ったものである。実験では、知覚時間（目撃時間）は長く、記憶の形成を阻害する情動の強さも小さかった。他方 Kr は、凶器の飛び交う状況において、短時間の目撃をしたのみであり、かつ、恐怖や興奮にとらわれていた。実験において正しく形成されなかった記憶を、Kr が正しく形成できたとは、一般的に承認されている心理学的知見に照らして考えられない。Kr の検察官調査書の信用性を肯定する原決定は、一般的に承認されている心理学的知見にまったく反している。

また、原決定は、「捜査官による誘導もそれが不当なものでない限り有効な記憶喚起の方法になる」などとするが、これも一般的に承認されている心理学的知見に反する決めつけに過ぎないことは、後述するとおりである。

原決定は、一般的に承認されている心理学的知見を無視して、非科学的・主観的な決めつけにより Kr の検察官調書の信用性を肯定するものであり、明らかに誤っている。

以下詳述する。

2 心理学の一般的な知見を無視した誤り

(1) 目撃証言の誤りが誤判の原因

成城大学法学部指宿信教授の「刑事裁判と目撃証言：誤判事件の教訓を通じて考える」(弁46)は、「どれほど誤った目撃証言が刑事裁判を誤らせているかということにつき、二つほど海外の先行研究を紹介したい。第一は、1996年のハフ(オハイオ州立大学教授)を中心としたグループの研究である(Huff, 1996)。彼らは米国で誤って有罪とされてしまったことが資料的に認められている205件を収集し、それぞれ、何が最も大きな誤判原因であるか分類した。そうすると205件の内100件が誤った目撃証言によって誤判となっていた………続いて、2000年に公にされたハリー・シエックらの研究である(Scheck, 2000)。彼らは62件の誤判とされた事件を収集し、それぞれの事件から複数の要因を抽出し、その出現率が高いものから上位に並べていくという手法で誤判原因を示した。すると、62件中52件で誤った目撃証言が何らかの形で関わっていたことが明らかになった………この他、多くの世界の誤判研究を見ても、目撃証言によって誤判が生じているというのは共通した研究結果である。」と述べている。

また、全米の全国的な訴訟組織であるInnocence Project(1992年に創設)は、冤罪が明らかになった297人のケースについて誤判原因を調べたところ、ほぼ75%で目撃者識別が誤っていたことが原因であったと報告している

(http://www.innocenceproject.org/Content/Eyewitness_Identification_Reform.php).

目撃証言の誤りが誤判の主要な原因となっていることは世界の誤判研究によって承認されており、本件のように目撃証言が犯罪事実認定の核心証拠となっている場合には、目撃証言の信用性を慎重に吟味する必要がある。

(2) Kr の検察官調書における供述の取得過程及び変遷の経過

Kr は、最初の調書である1972年2月2日付け警察官調書（以下、「2・2警察官調書」という。他の調書の引用もこの例による。）では、中村巡査に対する殴打行為について、一切述べていなかった。

Kr が、中村巡査に対する殴打行為の現場に再審請求人がいたとはじめて供述したのは2・4検察官調書においてであり、殴打行為の状況について、

「しばらく走ると一人の機動隊員が殴られていました。機動隊員は、道路に向って、左側の建物の一部に寄りかかっており、これに対し、白ヘルを覆った男が、長さメートル位の竹ザオをふるって何回も殴りつけていました。竹竿がボロボロになる位はげしく殴りつけておりました。機動隊員の首のつけ根あたりを殴っていました。その白ヘルの男のそばに星野と道案内人の男の他何人かがいました。機動隊員はぐったりして、全く抵抗できない状態でした。」

と述べるにとどまり、再審請求人については、単に殴打行為を行っている者の側にいたと述べるに過ぎない。

Kr が、中村巡査に対する殴打行為に再審請求人が参加したとはじめて供述したのは1972年2月9日付け検察官調書（以下「2・9検察官調書」という。他の調書の引用もこの例による。）においてであり、その直前には実況見分があった。Kr は、2・9検察官調書において、

「昨日、刑事さんにつれられて現場を見て来ましたがその場所は路地と交差する四つ角の所で、左側の米屋の前でした。米屋のシャッターに一人の機動隊員が寄りかかり、四・五人の男がとり回んで何かの武器で激しく殴り付けているのでした。機動隊員のヘルメットと何かの武器がぶち当たるような大きな音がものすごく響いていました。我々のヘルメットがコンクリートの床に落ちた時に発するような金属性の音や竹竿が体に当たる時のバシバシというような音でした。私が一メートルぐらいに接近した時に殴っていた四・五人のうち三・四人は一・二歩ぐらい後退し、最後の一人が長さ一メートルぐらいの竹竿を振ってその機動隊員の上半身を気がいいようになって激しく何回も何回も殴りつけているのを見ました。機動隊員は全身にひどい打撲を受けてふらふらになっていましたが、最後の男が竹竿で殴りつけていると機動隊員は右肩の方からくずれ落ちるように頭を渋谷方向に斜めに向けるような形で道路に倒れたのであります。殴っていた竹竿は先の方がササラのように割れていました。この四・五人のうち機動隊員の正面にいたのが星野、その右側にいたのが道案内の男、星野の左側にいたのがはつきりはしません。Aoによく似ていました。そして最後まで竹竿で殴りつけていた男は名前は知りませんが一月六日法政大学における中核派総決起集会で各地区大学代表としてアジ演説をやった男に非常によく似ていました。その機動隊員は背はあまり高くはないほうだと思いますが、殴っていた男はその機動隊員より背が低いような感じでした。白ヘルをかぶり覆面はしていなかったと思います。服装までは覚えておりません。星野は短い鉄パイプ持っていました。道案内の男も短い鉄パイプのようなものを持っていました。Aoらしき男が何を持っていたかはつきりしません。」

と述べ、事実経過を具体的詳細に描写するようになり、かつ、再審請求人がいた場所や所持していた凶器を供述している。

Krの検察官調査における供述は、当初は中村巡査に対する殴打行為にまったく触れていなかったのに、取調べが重なるにつれて再審請求人が殴打行為の現場に居た旨の漠然とした供述に変化し、それが実況見分の直後に具体的詳細なものに変遷している。

取調べが重ねられるにつれて具体的詳細になっていくKr証言の変遷は、通常の供述の取得過程とは異なるものであるから、その供述内容の信用性を認めるためには、少なくとも、供述内容が心理学的知見に照らして、十分に合理的なものであると認められることが必要である。

(3) 目撃証言の心理学的分析の重要性

本件は、共犯者の目撃証言を核心証拠とする事案であり、しかも、その目撃証言が供述の取得過程及び変遷状況に照らしてたやすく信用できないものであることに鑑みれば、少なくとも、心理学的知見に照らして十分信用できる供述でなければ、それに依拠して事実を認定することはできない。

司法研修所編「犯人識別供述の信用性」は、諸判例が目撃証言の信用性について、目撃証言の信用性を補強する証拠や顕著な特徴等目撃証言の信用性を担保する事実を要求するなどして厳密にテストしていることを強調したうえで、「心理学的鑑定を積極的に活用すべきであるとする見解が傾聴に値する面をもっている」、「裁判官が鑑定の必要性を認めれば、これを採用することに躊躇してはならない」などと述べて(同122頁)、心理学鑑定の採用について積極的な立場に立っている。

また、「裁判官がさらにいつそう心理学的知見を深めることも肝要であることを付言しておきたい。」と証言に関する心理学的知見の重要性を強調し、証言の信用性を吟味するにあたって、心理学的分析が重要な位置を有することを認めている。

大阪地方裁判所平成16年4月9日判決(判例タイムズ1153号296頁)も、「犯人識別供述は、実務上、有罪立証のための極めて重要な証拠であるとともに、前述のとおり固有の問題性を内在させていることから、その採取の方法や信用性の

判断を誤ると、冤罪の温床ともなりかねない危険性を孕んでいる証拠である。そのため、犯人識別供述の信用性を巡っては、これまで多数の裁判例や裁判実務家の論考が蓄積されてきたし、また、近時は、ロフタス等を嚆矢とする認知心理学上の研究成果にも目覚ましいものが認められる。そして、このような裁判例や諸研究の成果によって、今日ほぼ一致した理解が得られているのは、第1に、犯人識別過程においては、捜査官側において、極力目撃者に暗示を与えないように勤めなければならぬこと、第2に、その意味からして、強い暗示を与えやすい単独面通しはできる限り避けるべきこと、第3に、犯人識別に関しては、目撃者の初期供述が極めて重要であり、その意味からも、初期供述の保全に可能な限り努めなければならぬこと、第4に、その反面、犯人識別に関する供述者の主観的確信は、あまり当てにはならないこと、以上の4点であった。」などと述べ、心理学の研究成果に照らして供述の信用性を分析した上で、供述の信用性を否定している。

しかるに、原決定は、心理学的な一般的知見に照らして、Krの検察官調書における供述について、正確な記憶の形成を阻害する多くの要因が関与しているという指摘を認識しながら、鑑定書の「実験結果をもって直ちにKrの検察官調書が不自然であると断じられるものではな」いとの一言をもって、正確な記憶の形成を阻害する多くの要因に関する検討をまったく行わなかったものであり、原決定の誤りは明白である。

(4) 目撃証言に関する心理学的知見

ア 目撃証言の心理学的メカニズム

渡部保夫監修・一瀬敬一郎・巖島行雄・仲真紀子・浜田寿美男編著「目撃証言の研究」23頁(弁47)によれば、「知覚は目の前の対象物を受動的に忠実にコピーするような機能ではなく、環境の中の情報を必要に応じて意識的、無意識的に選択し、処理するような方略的な処理機能であることがわかってきた。また、記憶された対象の表象は時間の経過に伴って変容すること、ある部分だけが強調されたりま

た脱落したりして、既存の知識構造に合うよう変容すること、古い情報を新しいものと一致する方向で変容させたりすることが解明されてきた。目撃証言を考える場合には、この感覚主義の思考方法を脱却し、人間の記憶が繊細で、諸々の要因の影響によって変容し、忘却するという事実を認識することが必要である。」とされる。

すなわち、目撃証言の信用性を吟味するときには、①知覚は目の前の対象物を忠実にコピーするような機能ではなく、情報を必要に応じて意識的無意識的に選択して処理する機能であること、②目撃者の記憶が諸々の要因の影響によって変容し、忘却するものであることに、必ず留意しなければならない。

目撃証言に影響する諸要因は、記憶の機能的段階に応じて、①「符号化(知覚)」、②「貯蔵(保持)」、③「検索」に区分して整理できる。以下、目撃証言の正確さに影響する諸要因のうち、本件に関連する諸要因について、上記整理に沿って説明を行う。

イ 符号化段階に影響する要因

符号化とは、記憶システムが利用できるように外界の情報を変換するプロセスをいい、記憶が成功するか否かは、外界の出来事が上手く知覚されるかに依存するので、このプロセスは知覚と深い関係を持つ。

(ア) 知覚時間

目撃時間の長さは知覚に影響する主たる要因であり、目撃時間が短いときには、目撃した出来事の経過や犯人の特徴を視覚的に処理するほどの十分な時間的余裕がないために、信頼に足る結果が得られないことが多い。犯罪が突然起こり、しかも目撃時間が極めて短い場合には、目撃者は重要な知覚的特徴に注意の焦点を合わせることができないこともしばしばある。

目撃証言の心理学的研究で明らかになった諸現象や諸要因が専門家の間でどのように評価されているのかを調査した Kassissin、Tubb、Hosch&Memon、2001 によれば、上記の「知覚時間」のトピック（テーマ）は、60 名中 11 名の専門家に「支持の傾向」と評価され、14 名に「一般的に信用できる」、25 名に「非常に信用できる」と評価されており、心理学上一般的に承認されている知見である。

本件は出来事自体がわずか 35 秒前後であり、Kr が「ほとんど一瞬のこと」（2・9 検察官調書）と供述するように、目撃時間はさらに短い。このような短時間の目撃で、供述者らが出来事の経過や犯人の特徴を正確に知覚することは不可能である。

（イ）出来事の凶暴性

殺人・性的犯罪・暴行・強盗などの事件の被害者を調査した研究や Clifford & Hollin(1981)の実験結果によれば、出来事の凶暴性によって人間の知覚能力や記憶能力が著しく妨害され、犯人の識別や出来事の詳細の記憶が困難となることが明らかになっている。Loftus & Burns(1982)、Kuehn,1974 の研究も、同様の結果を示している。

本件は、集団で鉄パイプや竹竿を用いて暴行を加えたうえ、火炎びんを投てきして火傷を負わせ、殺害した殺人事件であり、出来事の凶暴性は明らかである。供述者らの知覚・記憶能力が著しく妨害され、人物の識別や出来事の詳細の記憶が困難であったことは明らかである。

（ウ）凶器注目

Loftus, Loftus & Messo (1987) の実験結果によれば、目撃者が凶器の存在を認識している場合、目撃者は凶器に注目してしまうため、その他の対象に対する注意が低下して犯人特定の正確さに影響を及ぼすことが明らかになっている。

Kassin、Tubb、Hosch&Memon、2001 の調査研究によれば、「凶器注目」のトピックは、63 名中 10 名の専門家に「支持の傾向」、27 名に「一般的に信用でき

る」、15名に「非常に信用できる」と評価されており、心理学上一般的に承認されている知見である。

さらにこの凶器注目効果に関する諸研究のメタ分析のレビューによれば (Stabley, 1992)、凶器の介在によって、私たちの顔の識別能力が抑制されて、顔識別の成績が悪くなることを報告している。なお、メタ分析とは、過去に独立して行われた個別の研究（多くは論文として発表された実験データ）のデータを収集・統合して、統計的手法を用いて解析する分析手法である。Stebay は、この凶器注目効果は、他の様々な要因の介在によっても（刺激の提示法の違い、実験のシナリオの違い、参加者の変数を超えて）認められる強固な効果であるとも述べている。

本件現場では、鉄パイプや火炎びん、さらには機動隊の催涙弾といった生命に危険を及ぼす凶器が飛び交っており、供述者らはそれを視認していた。このような凶器の存在が、供述者らの人物の識別に困難をもたらしたことは想像に難くない。

（エ）情動的興奮（ストレス）

被害者の証言を分析した結果や種々の心理学的実験によれば、恐怖に満ちた状態や不安に満ちた状態では、知覚能力や認知能力が低下することが明らかになっている（「とても恐かったので、よく覚えているのです。」というような表現は、事実を反映したものではない）。人間は、不安が高くなると視野が狭くなったり固定化されたりして、特定のものしか見られなくなる。また、心拍数や血流速度の増加、血液内血糖値の増加など、生理状態が急激に変化する。このような場合、人間は、緊急事態を認知して合理的に判断しようとするのではなく、緊急事態から逃避して身の安全を確保することに意識が集中する。そのため、不安や恐怖を起こすような状況に置かれた目撃者が、証言を求められるときになってはじめて重要になる緊急事態の状況や犯人の特徴に注意を払うことはかなり難しいものである。

Kassin, Tubb, Hosch, & Memon(2001)によれば、「ストレス」のトピックは、62名中17名の専門家に「支持の傾向」と評価され、19名に「一般的に信用でき

る」、4名に「非常に信用できる」と評価されており、心理学上一般的に承認されている知見である。

情動的興奮の記憶への影響をメタ分析した Deffenbacher, Bornstein, Penrod, McGorty(2004)の研究でも、強い情動状態を経験する場合の記憶喚起が、低い情動状態を経験する場合に比較して、記憶成績が劣ることが明らかになっている。

アメリカ合衆国軍隊のサバイバルスクール訓練の参加者に対する目撃記憶を研究した Morgan III et al. (2004) は、身体的接触など高ストレス下で尋問を受けた参加者は、30分間もの間尋問を受けていたにもかかわらず、尋問者を7割から5割も正しく識別できなかったと報告している。

表 1 各条件下での正しい識別率

	ストレス条件	
	高ストレス	低ストレス
ライブラインアップ	30%	62%
写真帳による識別	34%	76%
シークエンシャル	49%	76%

※注

ライブラインアップ

収容所から解放されて24時間後、参加者は訓練の教室に集められ、尋問を行った人物2人（もしくは1人の）識別の手続きを行った。識別は10分間で、15名のインストラクターが教室の前に整列して行われた。

写真帳による識別

8人のカラーの顔写真が印刷された2枚の紙片が参加者に渡された。大きさは皆同じ（2×2.5インチの大きさの写真）。

シークエンシャル法による識別

ユニフォームが尋問のときと同じ（手がかりあり）か、通常のユニフォーム（尋問のときと異なる）で、しかも尋問者の写真16枚で、これらの写真は1枚ずつ（シークエンシャルとは継続的ということ）1枚ずつを意味する）参加者に提示された。

本件では、Krは、「私もSさんも先き程の機動隊との衝突等で、落ちつきをなくしていましたので」（2・15警察官調書）と述べるように、機動隊からの攻撃の恐怖・不安を感じ、極端に強い情動を経験していたのであって、その経験の結果とし

て記憶が抑制され、正確で詳細な記憶を形成できなかったことは、Morgan III et al.(2004)の研究結果をはじめとする諸研究から強く推察されるものである。

ウ 貯蔵段階に影響する要因

出来事を正確に知覚したとしても、目撃者の出来事に関する記憶の表象が、長い間そのまま残っているということはない。人間は早くしかも容易に忘れてしまう。一度知覚され記憶された情報が忘却されるという現象は、順行抑制と呼ばれ、記憶研究でもっとも初期に発見され、しかも一貫して得られている現象である(Murdock,1974)。

貯蔵段階に影響する要因の例としては、長期の保持後の忘却、事後情報による記憶のゆがみなどが挙げられる。

(ア) 長期の保持

目撃者の出来事に関する記憶の表象は、時間が経過すればするほど減衰する。とくに、視覚イメージの場合、その出来事の数分後には記憶が減衰し始めること、数日間といった比較的短い期間に急激に降下し、その後はゆっくりと忘却がすすむことが研究により確認されている。そのため、数ヶ月といった長期の保持期間をおいた識別は、誤って行われる可能性が非常に高いと考える必要がある。

Egan, Pinner, &Goldstein の実験によれば、被験者の前に15秒間現れて武器を持って強盗を行った2人の人物について、56日後に識別を行ったところ、93%が誤ってターゲットを選択した。

Kassin, Tubb, Hosch, & Memon(2001)によれば、このような「忘却曲線」のトピックは、62名中7名の専門家に「支持の傾向」と評価され、18名に「一般的に信用できる」、24名に「非常に信用できる」と評価されており、心理学上一般的に承認されている知見である。

本件の場合、供述者らの供述は、いずれも経験したときから数ヶ月後経過した後に行われており、記憶に基づかないものである可能性は非常に高い。

(イ) 無意識的転移

「無意識的転移」とは、目撃の時間・空間的情報が誤ってしまつて記憶に侵入することにより、例えば、実際に目撃した人物ではない、別の機会に出会った人物を当該の人物として識別してしまうことをいう。実際に起きた事例として、事件後に犯人が見たことのある人物だとの説明を受けたために職場の同僚の夫を犯人と思ひ込んだ例が報告されている。

Kassin, Tubb, Hosch, & Memon(2001)によれば、「無意識的転移」のトピックスは、63名中20名の専門家に「支持の傾向」と評価され、16名に「一般的に信用できる」、22名に「非常に信用できる」と評価されており、心理学上一般的に承認されている知見である。

本件の場合、供述者らは、再審請求人が行った中野駅でのアジ演説を印象的な場面として記憶していた。仮に供述者らが任意に供述を行つていたとしても、現場で指示を行つていたのは、アジ演説を行つていた再審請求人であるうと言う思い込みから、誤った記憶を形成した可能性が高い。

エ 出来事の検索段階に影響する要因

貯蔵された記憶から出来事を検索したときに想起される内容は、目撃者が出来事について符号化した情報や、目撃者の所有している世界一般についての知識や情報を利用して再構成されたものであり、ビデオの記録をプレイバックしてもその情報を確認するようにはいかない。そのため、目撃者が出来事の記憶を報告するときには、目撃者が事後的に得た出来事に関する情報や、目撃者に相対する質問者のフィードバックに影響を受けることになる。

検察段階に影響する要因の例としては、「ライオンツプの教示」、「事後情報」などが挙げられる。

(ア) 面接者のフイードバックや他の目撃者からの情報

面接者の発話や態度が、目撃者の態度に影響を及ぼすことは、実験によって確認されている。ことに、権威的な面接者の態度は、目撃者の回答に大きな影響を与える (Roper & Shewan, 2002)。

また、「他者はこう言っている。」という情報の影響を調べた Shaw, Garven, & Wood (1997)によれば、「他のクラスでも調査をしたのですが、その時に多かった回答を質問の横に書いておきました。参考にしてください。」と告げられた回答者は、誤った情報を与えられ、しかも質問が誘導尋問である場合には、正答率が低くなることが確認された。

Kassin, Tubb, Hosch, & Memon(2001)によれば、警察官の教示で目撃者の識別の意志に影響が出るという「ライオンツプの教示」のトピックは、61名中3名の専門家に「支持の傾向」と評価され、17名に「一般的に信用できる」、36名に「非常に信用できる」と評価されており、心理学上一般的に承認されている知見である。

本件では、証人らは長期間身柄を拘束され、長期間にわたり繰り返し同じ事柄について尋問を受け続けてきた。長期間身柄を拘束されている供述者らにとって、取調官は、まさしく権威者的な面接者にはかならない。

しかも、①Kr や Ao 氏が当初再審請求人のことを一切供述していなかったこと、②実況見分(2.8)の直後に Kr が再審請求人が殴打行為に加わっていたと供述した(2・9 検察官調書) こと、③Kr の同供述の直後に、再審請求人が火炎びん投てき指示を行った旨の Ao 氏の供述が行われた(2・12 警察官調書) こと、④Ao 氏の同供述が行われた直後に、Kr の具体的で詳細な目撃証言が出現したこと(2・14 検察官調書) といった供述の形成過程を見れば、取調官が証人らに「他の者はこう言っている」旨のフイードバックを与えたり、圧力をかけた可能性は否定できない。

(イ) 事後情報

「事後情報」とは、出来事についての目撃証言は、しばしば実際に見ただけではなく、その後に得た情報を反映するというトピックである。

Kassin, Tubb, Hosch, & Memon(2001)によれば、「事後情報」のトピックは、6名中2名の専門家に「支持の傾向」と評価され、16名に「一般的に信用できる」、42名に「非常に信用できる」と評価されており、心理学上一般的に承認されている知見である。

本件から供述者らが逮捕されるまでには数ヶ月の間隔があり、その間、供述者らは新聞報道等の情報にさらされ、その影響を受けていた。また、身柄拘束を受けてからも、実況見分に立ち会われるなどして、捜査側の情報にさらされ、やはりその影響を受けていた。供述者らの供述が、いずれも実況見分の立ち会いを経た直後に、大幅に詳細さを増しているのは、まさにその現れである。

エ 小括

以上述べたとおり、本件では、一般的に承認されている心理学的知見に照らして、符号化・貯蔵・検索の各段階にわたり、数多くの目撃証言の正確さに影響を与える要因が存在する。

(5) Kr の検察官調書における供述の検討

そして、以下述べるのとおり、Kr の2・14 検察官調書及び4・26 検察官調書について、これらの目撃証言の正確さに影響を与える要因を検討すれば、Kr の検察官調書における供述に信用性が認められないことは明らかである。

ア Kr の2・14 検察官調書における供述

(ア) 符号化段階での問題点

a Krの目撃状況

Krの2・9検察官調書によれば、本件の目撃時間に関し、

「ことばで表現すると長いようですが、ほとんど一瞬のことで、機動隊員が倒れた直後、私が星野達の近くに到着してのぞき込んだという状況でした」と述べており、目撃時間はきわめて短時間であったことは明らかである。

Krの述べる目撃時間は、客観的な事実の分析により判明した本件の時間の流れ（再審請求書51～56頁、デモ隊が中村巡査を捕捉してから本件現場を出発するまで35秒前後）にも合致するものであり、きわめて信用性の高いものである。

目撃時間が短いときには、目撃した犯人の特徴などを視覚的に処理するほどの十分な時間的余裕がないために、信頼に足る結果が得られないことが多いことは、前記のとおりである。

まして、本件は150～200名の集団が27名の機動隊と戦闘を行っている状況という複雑な状況のなかで起きた事件であり、目撃者がそれぞれの状況の詳細を知覚し、記憶することは著しく困難であった。

さらに、本件現場では、鉄パイプや火炎びん、機動隊のガス銃や催涙弾といった生命に危険を及ぼす凶器が飛び交っていたところ、Krもそれを視認していたのだから、Krの注意は自分に危害を及ぼすそののある凶器に集中し、人物の識別まで行うのは困難であつたはずである。

Krは、当時の状況の記憶をほとんど持っていなかったからこそ、2・2警察官調書のごとき漠然とした供述しかできなかったのである。

しかし、Kr証言は、取調べや実況見分を重ねるたびに具体的に詳細な供述を増し、2・14検察官調書に至ったものである。2・14検察官調書では、

「Aの道案内の男は長さ三、四〇センチ位の黒いバール（一方の先端が曲がってクギを抜くのに使用し、他方の先端が薄くなっている物）をふり上げればげしく機動隊員を殴りつけていました。Bの星野は長さ四、五〇センチ位の鉄パイプをふりかぶって同じように機動隊員を殴りつけていました。」

CとDはどちらか一方が長さ一メートル位の竹竿を持ち一方が何かは分らなかったが何かの武器を持っており二人ともA、Bと同じく機動隊員を殴りつけていました。前回供述したようにヘルメットがコンクリートの床に落ちた時のような音や竹が身体に当たる時のような音をたてておりめった打ちに殴りつけていたのです。続いて私を追い抜いたE、F、Gの三人が機動隊員に一齐に飛びかかり竹竿や鉄パイプで殴り始めたのであります。つまり最初めった打ちにしていたA、B、C、DにE、F、Gが加わって七人位で機動隊員を殴りつけたのです。この時Bすなわち星野が鉄パイプで機動隊員を殴りつけながら、殺せ、殺せとかすれたような異様な声で叫び続けていたのが印象的でした。」

などと、殴打行為に参加した人物を識別したうえ、それぞれが所持する凶器や殴打行為の態様を区別して供述し、周囲の喧噪の中で殴打の音が聞こえた、再審請求人の発言内容が印象的だったとまで述べている。

このような具体的に詳細な供述は、短時間の目撃、出来事の複雑性、凶器注目といった目撃状況と矛盾し、心理学的に見てきわめて不自然なものであり、Krの記憶に基づくものとは到底言えない。

h Krの心理状況

本件は、中村巡査を鉄パイプなどで殴打したうえ、火炎びんを投てきしたという極めて凶暴性の高い出来事である。Krの知覚能力・記憶能力が著しく妨害されていたことは想像に難くない。

また、Krは、2・15警察官調書において、

「私もSさんも先き程の機動隊との衝突等で、落ちつきをなくしてしま
ので」

などと述べるように、機動隊からの攻撃を恐れ、恐怖・不安を感じていた。Kr が、機動隊からの攻撃を避けるために、機動隊の動きを重要と感じ、それに視野が固定され、その他の出来事に注意を払える状況でなかったことも、容易に想像できる。

Kr が、自分が所持していた凶器について、2・14 検察官調書において、

「私は近くにいた者から火炎ビン一本をもらって右手に持ち走り出しました。そのころ誰かから竹竿をもらって左手に持っていたような記憶もあるのですが前回供述のように米屋前から東急本店に走って行く途中の材木屋の前付近で竹竿をもらいこれを間もなく火炎ビンと交換したようにも思うのでこの点ははっきりしません。」

などと述べ、右手に火炎ビンを持っていることは認識しながら、左手に竹竿を持っていたかどうかは覚えていないと供述していることは、そのような Kr の心理状態を示すものである。

しかるに、再審請求人の殴打行為については、前記のとおり、当初はまったく述べていなかったのに、取調べを重ねた結果、殴打行為に参加した人物を識別したうえ、それぞれが所持する凶器や殴打行為の態様を区別して供述し、周囲の喧噪の中で殴打の音が聞こえた、再審請求人の発言内容が印象的だったなどと詳細に供述するに至っている。

このような詳細な供述は、情動的興奮、知覚の選択性、出来事の凶暴性といった Kr の心理状況と矛盾し、心理学的に見てきわめて不自然なものであり、Kr の記憶に基づくとはいえないことは明らかである。

(イ) 貯蔵段階での問題点

a 出来事から供述まで3ヶ月が経過している

Kr が中村巡査への殴打行為の現場に再審請求人がいたとはじめて供述したのは2・4 検察官調書においてであり、Kr が殴打行為に再審請求人が参加したとはじめて

て供述したのは2・9検察官調書においてであり、本件当日である1971年11月14日から約3ヶ月が経過している。

前述のとおり、被験者の前に15秒間現れて武器を持って強盗を行った2人の人物について、56日後に識別を行ったところ、93%の者が誤ってターゲットを選んだ。このような研究結果に照らせば、本件から3ヶ月が経過した後になされているという一事だけでも、Krの供述はまったく信用に値しない。

b 無意識的転移

Krは、再審請求人について、2・9検察官調書において

「OKがそれに続いて指名された私達に対して『今日は星野さんの防衛隊をやる。星野さんは部隊の重要な人で絶対に警察に渡してはならないんだ。いつも星野さんの傍を離れないように。』と言いました。星野という人が中核派の重要な指導者で成田・三里塚闘争で全国指名手配になっていることには私も聞いていたのでこの人がその星野さんで軍団の総指揮者だとわかりました。」

「星野がホームに戻ると全員に対して『これから全員電車に乗って新宿に向かう。電車の最前部に乗るから全員前へ移動しろ。』と号令し部隊がホームの最前部の方へ移動したところ、星野が私に『肩車しろ』と言って私の肩に乗り全部隊にマジ演説をしました。」

などと述べており、再審請求人が全国指名手配になるような人物であり、軍団のリーダーであると認識していた旨供述している。

Krが、中村巡査に対する殴打行為に再審請求人が参加したと供述したのは、再審請求人が軍団のリーダーであり、かつ全国指名手配になるような人物と認識していたために、中村巡査に対する殴打行為に参加していたはずと思い込んだ可能性も否定できない。

(ウ) 検索段階での問題点

Kr は、最初の調書である 2・2 警察官調書では、中村巡査に対する殴打行為について、一切述べていなかった。

Kr が中村巡査への殴打行為の現場に再審請求人がいたとはじめて供述したのは 2・4 検察官調書においてであり、殴打行為の状況について、

「しばらく走ると一人の機動隊員が殴られていました。機動隊員は、道路に向って、左側の建物の一部に寄りかかっており、これに対し、白ヘルを覆った男が、長さ一メートル位の竹ザオをふるって何回も殴っていました。竹竿がボロボロになる位はげしく殴りつけておりました。機動隊員の首のつけ根あたりを殴っていました。その白ヘルの男のそばに星野と道案内人の男の他何人かがいました。機動隊員はぐったりして、全く抵抗できない状態でした。」

と述べるにとどまっている。

Kr が殴打行為に再審請求人が参加したとはじめて供述したのは 2・9 検察官調書においてであり、

「昨日、刑事さんにつれられて現場を見て来ましたがその場所は路地と交差する四つ角の所で、左側の米屋の前でした。米屋のシャッターに一人の機動隊員が寄りかかり、四・五人の男がとり回んで何かの武器で激しく殴り付けているのでした。機動隊員のヘルメットと何かの武器がぶち当たるような大きな音がものすごく響いていました。我々のヘルメットがコンクリートの床に落ちた時に発するような金属性の音や竹竿が体に当たる時のバシバシというような音でした。

私が一〇メートルぐらいに接近した時に殴っていた四・五人のうち三・四人は一・二歩ぐらい後退し、最後の一人が長さ一メートルぐらいの竹竿を振ってその機動隊員の上半身を気ちがいのようになって激しく何回も何回も殴りつけているのを見ました。機動隊員は全身にひどい打撲を受けてふ

らふらになっただけで、最後の男が竹竿で殴りつけていると機動隊員は右肩の方からぐずれ落ちるように頭を渋谷方向に斜めに向けるような形で道路に倒れたのであります。殴っていた竹竿は先の方がササラのように割れていました。この四・五人のうち機動隊員の正面にいたのが星野、その右側にいたのが道案内の男、星野の左側にいたのがはつきりはしません。Aoによく似ていました。そして最後まで竹竿で殴りつけていた男は名前には知りませんが一月六日法政大学における中核派総決起集会で各地区大学代表としてアジ演説をやった男に非常によく似ていました。その機動隊員は背はあまり高くないほうだと思いますが、殴っていた男はその機動隊員より背が低いような感じでした。白ヘルをかぶり覆面はしていません。と思います。服装までは覚えておりません。星野は短い鉄パイプ持っていました。道案内の男も短い鉄パイプのようなものを持っていました。Aoらしき男が何を持っていたかはつきりしません。」

と実況見分の直後から、極めて詳細に殴打行為を描写している。

Krは、当初中村巡査に対する殴打行為にまったく触れることがなかったのに、取調べが重なるると再審請求人が現場に居たという曖昧な供述に変化し、さらに実況見分の直後から急に具体的詳細なものに変遷したのは、Krが取調べからその仮説に沿う形のフィードバックや圧力を受けたからにはかならない。

(エ) 小括

以上のとおり、Krの2・14検察官調書における供述内容は、目撃状況や目撃時の心理状態に鑑みれば、心理学的にきわめて不自然な供述である。

しかも、本件から3ヶ月経過した後になされたKrの犯人識別供述は、そのことだけでまったく信用に値しない。Krが再審請求人のことを軍団のリーダーであり、かつ全国指名手配になるような人物と認識していたために、中村巡査に対する殴打行為に参加していたはずと思ひ込んだ可能性もある。

さらに、Kr が、当初中村巡査に対する殴打行為にまったく触れることがなかったのに、取調べが重なるると再審請求人が現場に居たという曖昧なものに変わり、さらに実況見分の直後から急に具体的詳細なものに変遷したのは、Kr が取調官からその仮説に沿う形のフイードバックや圧力を受けたことからにはかならない。

したがって、中村巡査に対する殴打行為に再審請求人が参加した旨の Kr の 2・14 検察官調書における供述は、一般的に承認されている心理学的知見に照らして、Kr の記憶に基づく供述ということはできない。

イ Kr の 4・26 検察官調書における供述

(ア) 符号化段階での問題点

α Kr の目撃状況

Kr の 4・26 検察官調書は、2・14 検察官調書に比べてより詳細に状況を描写しており、本件に至る経緯から本件後の事情に至るまで、首尾一貫して詳細で本人の心理描写も含まれている。

しかし、そのように詳細すぎる供述が、短時間の目撃、出来事の複雑性、出来事の凶暴性といった目撃状況と矛盾し、心理学的に見てきわめて不自然なものであり、Kr の記憶に基づく供述と言えないことは、2・14 検察官調書と同じである。

β Kr の心理状況

また、詳細すぎる供述が、情動的興奮、知覚の選択性、出来事の凶暴性といった Kr の心理状況と矛盾し、心理学的に見てきわめて不自然なものであり、Kr の記憶に基づくものと言えないことは明らかである。

なお、4・26 検察官調書では、

「私はこの状況を見て殴っている仲間の左側に入り左手に持っていた竹竿を持ち変えそれまで竹竿の真中位を握っていたのを端のほうに握りなおして機

動隊員の右脇腹あたりを片手殴りに四、五回位、強くカー杯殴りつけたので
す。」

と Kr 自身も中村巡査に対する殴打行為に参加したことを認めている。しかし、いったん否認に転じ、また殴打行為への参加を認めるなど、供述は二転三転している。前記のとおり、人間の知覚処理は、注意が向けられた対象についてはより深く知覚処理がなされ、記憶される。仮に Kr が中村巡査に対する殴打行為に意識的に参加したならば、そのことについて供述が二転三転することはない。

さらに、4・26 検察官調書では、

「その他金づちで殴りつけている者もおり」

と中村巡査に対する殴打行為に用いられた凶器として、金づちが登場する。

前記のとおり、目撃者が凶器の存在を認識している場合、目撃者がもっとも注目するのは凶器であることから、目撃者は、用いられた凶器の種類を明確に記憶しているはずであり、当初から用いられた凶器の種類を供述できるはずである。

このような供述の変遷も、凶器注目、知覚の選択性といった Kr の心理状況と矛盾する心理学的に見てきわめて不自然なものであり、Kr の記憶に基づく供述とは言えないことは明らかである。

(イ) 貯蔵段階での問題点

a 中村巡査に対する殴打行為に再審請求人が参加した旨の Kr の供述は、本件から3ヶ月以上が経過した後になされているということだけで、まったく信用に値しないことは2・14 検察官調書と同様である。

b また、Kr が、中村巡査に対する殴打行為に再審請求人が参加したと供述したのは、再審請求人が軍団のリーダーであり、かつ全国指名手配になるような人物と認識していたために、中村巡査に対する殴打行為に参加していたはずと思えば、可能性も否定できないことも、2・14 検察官調書と同様である。

(ウ) 検索段階での問題点

4・26 検察官調書の作成に至るまでに、Kr は約3ヶ月間、身柄拘束を受けながら連日連夜の取調べを受けていた。4・26 検察官調書の作成に至るまでに Kr が作成した調書は、28通に及ぶ。

記憶の表象が時間の経過とともに減衰することからすれば、Kr の4・26 検察官調書における供述は、当初の詳細さ（それでも本件から3ヶ月経過しているが）が失われていくべきである。

しかし、4・26 検察官調書は、これまでの調書の中でもっとも詳細に状況を描写しており、本件に至る経緯から本件後の事情に至るまで、首尾一貫して詳細である。各人物の行動もそれぞれ具体的に把握され、まるで現場を俯瞰してみているような内容である。

このように、4・26 検察官調書が異常なほどに詳細なのは、Kr が取調官からその仮説に沿う形のフイードバックや圧力を受けたことを明確に示している。

(エ) 小括

以上のとおり、Kr の4・26 検察官調書における供述内容は、目撃状況にも目撃時の Kr の心理状態にも矛盾するものであり、2・14 検察官調書と同様に心理学的に見てきわめて不自然な供述である。

また、本件から3ヶ月経過した後になされていること、Kr が中村巡査に対する殴打行為に再審請求人が参加していたはずと思ひ込んだ可能性も否定できないことなどといった事情も、2・14 検察官調書と同様である。

さらに、時間が経過すればするほど記憶が減衰するという記憶法則に反して4・26 検察官調書が異常なまでに詳細になった理由は、Kr が取調官からその仮説に沿う形のフイードバックや圧力を受けたこと以外に考えられない。

したがって、中村巡査に対する殴打行為に再審請求人が参加した旨の Kr の 4・2 6 検察官調書における供述も、一般的に承認されている心理学的知見に照らして、Kr の記憶に基づく供述とはいえない。

3 不当でない誘導などありえない

(1) もっとも、原決定は、以下のとおり捜査官による誘導、質問法などを有効な記憶喚起の方法と評価して、巖島鑑定書を否定する。
すなわち、

① 体験者がどの程度まで詳細な記憶を喚起できるかについては、Kr が目撃した出来事と本件実験との間の社会現象としての性質や目撃後の心理状態等の点で大きな差異がある。

② 体験者に対する質問の仕方や想起の手がかりを得やすい環境にあるかどうか等によっても相当に変動する。

③ 捜査官による誘導もそれが不当なものでない限り有効な記憶喚起の方法になると考えられるところ、

このような誘導を行った上での Kr の検察官調書と、誘導を一切行わないことを条件とした上記実験結果とでは、記憶喚起の程度に相応の差異が生じるのはむしろ自然である。

④ Kr と上記被験者らとの間には記憶喚起のために費やされた時間の長短という点でも相当な差異があると見られる。

これらに照らし、上記実験結果をもって直ちに Kr の検察官調書が不自然であると断じられるのではなく、上記心理学鑑定は、その判断過程において看過出来ない難点があると言わざるを得ない。

(2) まず、上記①において、原決定は「社会現象としての性質や目撃後の心理状態等の点で大きな差異」というのみである。問題は、具体的に、いかなる状況・要因により、いかなる差異が生ずるかである。

本件現場と本件実験では、前者において生起している事象が、後者に比しはるかに、複雑であり、凶暴性を帯び、恐怖や不安に満ちた状態であったことは、何人も争いようのない事実である。このような場合、記憶の知覚形成（符号化段階）は、より不十分・不正確を強いられることは、心理学的メカニズムのいわば公理である（弁28）。

原決定は、この確立された科学に向き合おうとせず、単に「大きな差異がある」と言って逃げ回っていると断ずるほかない。

大阪地裁2004年4月9日判決は、この心理学的メカニズムに関連して以下のように述べている。

「犯人識別供述は、実務上、有罪立証のための極めて重要な証拠であるとともに、前述のとおり固有の問題を内在させていることから、その採取の方法や信用性の判断を誤ると、冤罪の温床ともなりかねない危険性を孕んでいる証拠である。・・・近時は、ロフタス等を嚆矢とする認知心理学上の研究成果にも目覚ましいものが認められる。

今後、大阪府警が先に述べた最高裁判例を初めとする近時の裁判例の動向や認知科学上の研究成果に学び、一刻も早く本件のような旧態依然たる捜査方法を改められることを切に要望する次第である。」（下線は引用者）

(3) 上記②に関して、連日の長時間にわたる代用監獄という密室での取調べが、「体験者に対する質問の仕方や想起の手がかりを得やすい環境にあるかどうか」、その結論は火を見るより明らかであり、原決定は180度逆転した謬見に立っている。

(4) 「捜査官による誘導もそれが不当なものでない限り有効な記憶喚起の方法になる」という上記③において、原決定のご都合主義・不真面目さは極まる。そもそも心理学上「正しい誘導」は存在しない。「はい、いいえ」の回答を求める質問も誘導になる。記憶とは、言葉で表現された瞬間に何か加わってしまったからである。

以下に、本件取調べにおける Kr に対する「誘導」の実態の一部を列挙する。いわゆる「切り違い」なる違法な尋問を含む、明らかに「不当な誘導」である。

ア Kr 控訴審第 3 回公判・111 丁裏

取調の際に認めたというのは、要するに他の三人が、私が殴ったという供述をしていて、その三人の供述を盾にして取調官が、既に三人がそう言っているのだから、お前が認めようと認めまいとこれは確実なんだという口調で迫ってくるのです。要するに僕自身の現場についての供述というのは、記憶を明らかにしろというのではなかったのです。取調方法というのが、要するに三人が供述しているのだから、殴ったか、殴らなかったか認めるか否かという形で取調を受けてきたわけです。

イ 星野第 1 審第 4 回公判・111 丁表

< 検察官 > 二月一四日付の検察官調書では、銃を奪え、という声があった、確か、星野の声だったと思う、というふうに述べていて、そのあと、二月一八日付では、機動隊員が倒れ、星野が銃を奪え、と言ったとき、私の右隣にいたかかが、云々、というふうになっていて、四月二六日付では、星野の声だったと思いますが、銃を奪え、という声が出て、云々というふうになってるんですがね。

その名前の特定の仕方も同じです。同じですというか、それがだれだったかというのは、ぼくははっきり憶えてないですけど、取調べの段階で、それがどういふふうに名前として特定されたのかというのは、かなり記憶しているんですけども、要するに、そういう命令をするのはだれかと

いう質問がくるわけですね。それに対して、実際、その日に会った人たちの中で、声を聞き分けられたり、顔や姿、形を見分けられたりする人間というのは一緒に起居していた人たちだけなわけですね。それで、取調官からそういう質問があつて、そういう号令を出せるのはだれかという質問があつて、だれかと言うときに、やはり、演説なんかやつていたということになります。ですから、じゃなかったかという形でほくは述べたわけです。それに対して、ほかのやつは、こうこう言うてるけど、お前はどうかんだ、ということ、そういう形で調書に記載されていつたわけですから、名前が特定されてですね。

ウ 星野第1審第4回公判・56丁表

要するに、先程申し上げましたように、そういうふうには名前を特定して行く過程というのは、ぼくは黒コートで大柄の人というのはほかにも一杯いたわけです。ぼくも含めてそうだったわけです。ただ、名前知っている人はOK君だけしかいなかったわけですからね。まあ、そういうふうには取調官の方からも言葉が出て来るわけですけども。一応OKかもしれないということはいったことはいたんですか。その言葉——OK君だったんじゃないかということに対して、そうかもしれないですねということ。

エ 荒川第1審第21回公判・90丁表

取調一貫しまして最初からお前こうこうこういうふうにしてこういうことをやったろう。ほかの人間がこうこうこういうことを言っている。最初に聞かされるわけです。それが一つの先入観としてあつたと思いません。だからそれは余計記憶とごっちゃになつたと思います。

その部分の調書は、個々の人間をある程度特定しているわけですね。その、調書の上で特定していく段階で、若干、記憶以上に越えているということ、前回の証言でも述べましたが、その点と、もう一つ、位置関係も、ぼくははつきり覚えてなかったわけですね。調書には、はつきり憶えていたというふうに記載されているわけですけども、なぜ、そういうふうに記載されているかということは、ぼくは現場検証に連れて行かれたとき、すでに、そこに位置関係が石墨で道路に書いてあったということが一つあります。それから、記憶として、確かに四名なり五名なりの人間が機動隊員をなぐっていて、そのあと、すぐ来たわけですね。なぐっていた部分というのは、主に顔とか肩だったというふうに、記憶はしてまずけど、現在、事実としての詳細の記憶はあまりないです。

原決定は、かかる誘導を行った上でのKrの検察官調書は、誘導を一切行わないことを条件とした実験結果と比較すれば、前者がより正確な記憶であるとするが、このような判示を誰が受け容れるというのだろうか。

本件に関連して、中津川検事がM氏を「誘導」により「記憶喚起」させて、現場にいなかったK氏が現場にいた旨の虚偽供述を強い、それを根拠にK氏を不当起訴したことは、前記のとおりである。中津川検事は、本件の取調べにあたった3人の検事の1人である。この事実には照らせば、「捜査官による誘導もそれが不当なものでない限り有効な記憶喚起の方法になる」と判示した本件決定の誤りは、いつそう明白である。

(5) さらに、上記④で原決定は、上記被験者らに比しKrの記憶喚起のために費やされた時間は長いから、同人の検察官面前調書は自然であるという。

しかし、「不当な誘導」に曝されたうえでの密室で長時間を費やした「記憶喚起」が、より自然なものと認識することこそ、まさに「直ちに不自然」というほかない。

4 まとめ

以上から、KJ 証言は、一般的に承認されている心理学的法則及び実験結果に照らして、供述者の記憶を正確に反映したものと評価することはできず、これに依拠した確定判決の誤りは明白である。原決定は明らかに誤りである。

第9 結語—原決定の誤りと証拠開示の必要性

以上の通り、原決定は、本件再審請求において提出した証拠はいずれも刑事訴訟法 435 条 6 号にいう新規性、明白性のある証拠とはいえないと判示したが、その判断には事実誤認および判断の誤りがある。